



オーストラリアにおける持続的な農畜産業の 推進体制及び官民連携に関する調査報告書

平成19年1月

(財)農林水産奨励会
農林水産政策情報センター

はじめに

わが国では、平成 13 年以降、市町村のいわゆる「平成の大合併」が行われた。これは、主として財政上の理由からであるが、農林水産業にとっては、産業としての農林水産業の占める地位が低下し、また農林水産業地帯の人口も少なくなっているところから、当面はともかく、今後は、農林水産業担当の市町村職員が少なくなったり、人事異動で経験者が他の部署に回されたりして、農林水産業地帯に対する「行政の目」が行き届かなくなってしまうことが懸念される。

また、近年、農林水産業の意義や果たす役割、農山漁村の維持の必要性等に対する非農家都市住民の理解が希薄化してきている、と言われている。一方、農山漁村においては、若い世代は都会に出、残った世代では高齢化が進んで、村や集落の維持が困難になり、崩壊寸前に陥っているものが少なくないと思われるが、これも、多くの非農家都市住民の理解が得られず、その支援もないことが大きな原因の一つと言われている。

一方、行政機関においては、国、地方を問わず、「小さな政府」が行政改革のメインテーマの 1 つになっている。従来このことは、いわゆる民営化、すなわち従来公的部門で行われていた業務をまるごと民間に委譲することを意味するものであったが、世界的にはこうした段階はすでに終了し、今後は、従来「官」が全面的に担当してきた公的業務を、「官」と「民」で役割分担し、双方がパートナーシップを構築して当該業務の遂行にあたる、という方向になりつつある。

さらに、従来行政運営は、もっぱら「官」が主導的立場に立って政策等の決定を行い、実施するものであったが、今後は、透明性の確保、民間関係者の意見の反映を図りながら政策等の決定を行い、実施にあたっても「官」と「民」とが緊密に意思疎通を図りながら遂行していく、という手法の導入も必要となってきた。

これらの課題は、農林水産行政の推進を図っていく上において速やかな対応が迫られているものであるが、残念ながら我が国内には、こうした課題に関連する調査研究の蓄積が見当たらない。このため当センターでは、平成 18、19 年度において、これらの課題について調査研究を行い、農林水産省を始めとする関係機関の活動に資することとした。

この報告書は、当センターの職員が手分けして行った各国調査のうち、平成 18 年 10 月、調査局長・伊藤威彦がオーストラリアを訪問して実施した結果をとりまとめたものである。

この調査では、オーストラリア連邦・農漁林業省および運輸地域サービス省の担当官の方々、ビクトリア州・第 1 次産業省の担当官の方々、在オーストラリア日本大使館・平野統三参事官、在メルボルン総領事館・長谷川雅恵氏、ならびに通訳をいただいた Yukali Kato-Armstrong さんに、一方ならぬご協力、ご支援をいただいた。この紙面を借りて、心から感謝申し上げる次第である。

目 次

冒頭要約	(1)
第1章 調査の目的と調査対象	1
第1節 調査の目的	1
第2節 オーストラリア調査の視点	3
資料 オーストラリアの農林水産業概況	5
第3節 調査日程	8
第2章 調査結果	9
第1節 調査概況	9
I オーストラリアの条件不利地域対策の実施状況	9
II オーストラリアにおける官民パートナーシップの推進状況	13
III リージョナル・パートナーシップ・プログラムについて	15
IV インダストリー・パートナーシップ・プログラムについて	18
V ビクトリア州の条件不利地域対策と農業教育	21
第2節 農漁林業省の条件不利地域への政策とパートナーシップ	23
第3節 リージョナル・パートナーシップ・プログラム	31
(参考資料) リージョナル・パートナーシップ・プログラムについて	42
第4節 インダストリー・パートナーシップ・プログラム	45
(参考資料) インダストリー・パートナーシップ・プログラムについて	55
第5節 ビクトリア州の条件不利地域への政策	59
(参考資料1) 『ランドラーン』について	66
(参考資料2) 『Teaching Farms Program』について	69

冒頭要約

I オーストラリアの条件不利地域対策の実施状況

1 調査の視点

(1) この調査研究のテーマは、「市町村合併等により、今後、行政の目が行き届かなくなる恐れがある地域において、行政機関はどのように農林水産業の振興に取り組んで行くべきか」というものである。

しかしながら、オーストラリアを含む日本以外のいわゆる先進国で市町村合併を行っている国は見当たらないので、同じような状況にあると推定されるいわゆる「条件不利地域」に焦点を当て、具体的には、「リージョン (Region)」ないし「ルーラル (Rural)」と呼ばれている地域に着目した。

(2) この調査で言う「リージョン」とは、オーストラリアの都市地域およびその近郊を除く地域の中で、その特色に応じてさらに細かく色分けされた一つ一つの地域のことであり、「ルーラル」とは、リージョンのうち「農業が営まれている地域」のことである。

地域振興政策は、大雑把に言えば、この「ルーラル」を含む「リージョン」を単位として行われている。

(3) この調査では、「リージョン」や「ルーラル」を対象に行われているプログラムのうち、IIのテーマをも考慮し、具体的な調査対象事業として「リージョナル・パートナーシップ・プログラム (Regional Partnership Program ; RPP)」と「インダストリー・パートナーシップ・プログラム (Industry Partnership Program ; IPP)」に焦点をあてた。

2 リージョンやルーラルの抱えている問題

(1) ルーラルを含むリージョン地域は、現在、おおむね次のような問題を抱えている。

- ① 産業が成長しない (=雇用場がない)
- ② 技術の伝承、ないし成長がない
- ③ 農村から都市への人口移動
- ④ 先住民問題

(2) ルーラル地域では、(1)に加えて、次のような問題を抱えている。

- ① グローバルな気候変化によって起きているいろいろな変化、特に旱魃
(注) オーストラリアは、訪問時、100年に1度の大旱魃に見舞われていた。
- ② 世界規模と国内の両面で起きている「市場の変化」
- ③ 農業従事者、ないし責任者となる人達の高齢化

3 オーストラリア連邦政府の条件不利地域に対する支援

(1) 農漁林業省 (Department of Agriculture, Fisheries and Forestry ; DAFF) を始めとするオーストラリア連邦政府は、条件不利地域であるからといって、特別な支援策を講じるということではなく、条件不利ではない普通の地域と同じレベルの一般的な支援、農業分野で言えば、経営指導、技術指導、内外の市場に関する情報提供といった支援が行われているだけである。

(2) しかし、地域で、地域の振興のための企画をした場合には、それを支援するプログラムは用意されている。こうしたプログラムでは、Ⅱでも述べるように、自分達で問題点を明らかにし、自分達で解決策を考え、自分達も費用を負担することが前提となる。

Ⅱ オーストラリアにおける官民パートナーシップの推進状況・調査概況

1 調査の視点

(1) オーストラリア調査にあたっての問題意識は、次の3つであった。

- ① どのような業務であれば、官と民とのパートナーシップを推進できるか
- ② 従来公的機関において担当していた職員を、官と民とのパートナーシップの導入後はどのように処遇するのか
- ③ 事故が起きた場合の責任の所在をどうするのか

(2) そこで、

- ① 従前から実施されている、名称に「パートナーシップ」という言葉を持つプログラム、
- ② 従来官だけが担うべきものと考えられていた検疫等の業務に焦点をあてて、調査することとした。

2 パートナーシップ・プログラムにおける「パートナーシップ」の意味

(1) オーストラリアのパートナーシップ・プログラムにおけるパートナーシップの意味は、具体的には、お互いにどのような形で共同作業ができるか、公的機関の立場から言えばどういう風に支援できるか、ということと、資金繰りである。

(2) 共同作業については、申請者の方で問題点を解明し、それを解決するためのプロジェクトを示さなければならない。公的機関は、それに対して、手続き、運営面、技術等に関しアドバイスしたり、関係機関に紹介する、といったような支援を行う。

資金繰りについては、コミュニティの方で何らかの形で資金を負担しない限り、プロジェクトとしてうまくいかないのが、プロジェクトを申請するコミュニティが資金負担をする場合に、足りない資金の一部やスタート資金が公的機関から支援される。

(3) すなわち、自分達で問題点を明らかにし、自分達で解決策を考え、費用を自分達も負担するならば、そして、にもかかわらず公的機関の支援が必要であるならば、公的機関も資金援助を含む幅広い支援を行う、というのが、パートナーシップの意味である。

言い換えれば、各地域やコミュニティが何か発言しない限り、そして自分達で行動しない限り、政府の目はそっちを向いてくれない。

3 パートナーシップ・プログラムにおいて事故が発生した場合の対応

事業実施中に事故や損傷などが発生した場合に対応するため、「資金供給協定」の締結の際、賠償責任保険への加入等、各種の関連する保険に加入することが義務付けされており、保険で対応することになる。

しかし、両プログラムとも、幸いにして事故はまだ起きていない。

4 検疫・防疫業務におけるパートナーシップ

(1) もともと検疫業務は憲法上も連邦政府の業務とされていたが、現在では、次のような原則の基に、政府が民間の機能も採用することとされている。

- ① 検疫や防疫の中でもリスクの低いものであること。
- ② 輸入製品も国内製品もレベルを同じにすること。

(2) 従来、公的機関の役割は実際に検査することであったのに対し、パートナーシップの導入後は、事実確認業務である検査のうち民間で検証しうるものに関しては民間機関に委ね、従来検査に向けられていたエネルギーを品質保証システムの検証、改善等や、民間機関の監視といった分野に向けるようになった。

なお、リスクが高く、民間では義務を果たすことが出来ない分野については、引き続き、政府側で検査業務を含む全てを担当している。

5 検疫・防疫業務において事故が発生した場合の対応

検疫部門では、対象となる動物疾病のリスクのレベルに応じ、連邦政府および州政府と民間との間で、検疫業務に関するパートナーシップ協定を締結する際、損害賠償責任が生じた場合を含む検疫にかかる全コストについて、以下のように費用（＝責任）の負担割合を定めている。この考え方は、防疫業務においても踏襲されている。

	連邦・州政府	民間
カテゴリー 1	100%	0%
2	80%	20%
3	50%	50%
4	20%	80%

* カテゴリー 1 は、「未知の疾病」や「人間の健康に重大な影響をもたらす疾病」等

Ⅲ リージョナル・パートナーシップ・プログラム（RPP）について

1 RPP とは

（１）RPP は、オーストラリアの地域、ないしコミュニティの活性化を促す現場からの提案を連邦政府が支援する、連邦・運輸地域サービス省（Department of Transport and Regional Services ; DOTARS）のプログラムで、2003 年に開始された。

（２）RPP は、コミュニティや地域の成長と機会を強めるプロジェクト等であって、新しい手法によるもの、ないし従来の不満足な手法を大幅に改善するものに対して、支援を行うものである。

支援は、Ⅱの２でも述べたように、各地域、各コミュニティで問題を判別し、解決策を提案したものに対して行われ、連邦政府の支援も、技術面、手続面等の支援がまず行われ、どうしても資金が不足するときにその一部が助成される。言い換えれば、資金が先にありきではなく、地元の解決への意気込みがあって始めて支援が行われる。

１件あたりの金額は、基本的には 25 万豪ドル以下で、これ以上必要な場合は、より高いレベルの調査が行われた上で承認される。

2 推進体制

（１）RPP の推進は、閣僚委員会、DOTARS 中央事務局、DOTARS 地方事務局、地方諮問委員会の４層で行われ、州政府や地方自治体は関与していない。

（２）地方諮問委員会（全国 56 か所）は、中央からの指令により動くというよりも、各地域やコミュニティと協力して、抱えている問題を認識し、それに対応するプロジェクトを作成し、申請や提出手続きについての支援を行う組織で、言わば地方に密着して中央へ情報やプロジェクトを発信する役割を果たしている。

わが国の農政事務所を考えると、その活動状況は、具体的なよき参考事例になるものと思われる。

3 IT 化

（１）RPP では、申請書の作成から提出、アセスメントの実施、決定の通告、資金給付の契約、決算報告等が全て IT によって行われている。

（２）IT を使って申請が行われた場合、その審査の過程で、自動的に RPP の決定を行うための条件に関する質問が出て、それに見合った答を作成している間に、プログラム化された重要な部分を引き抜いて大臣への報告書を作成する。また、契約書の中には、申請書の中にある予算の詳細や重要な部分が自動的に入るようになっている。これらにより、手順が非常にスムーズになったとのことであった。

(3) オーストラリアに限らず多くの国の政府機関において、申請のような様式的な行為に関してだけでなく、その後に引き続き認可や承認の手続を始めとする行政事務等について、近年、IT 化が急速な進歩を遂げていることが実感される。わが国においても、こうした動きに遅れないよう、取り組んでいくことが大事である、と感じられる。

IV インダストリー・パートナーシップ・プログラム(IPP)について

(1) IPP は、オーストラリアの農業、漁業、林業、食品加工業が、より高い競争力を身につけ、より持続可能になり、より高い利益をあげることができるように支援する DAFF のプログラムで、とりあえず 3 年間の事業として 2005 年に開始された。

(2) オーストラリアの農業関係の業界は、小さく細分化され、各々の独立性が高いというところに特徴があったが、様々な問題に適切に対応していくためには、もっと効果的に政府投資 (government investment) を活用する必要があり、そのためには、業界をグループ化し、そことパートナーシップを組むことによって、大きな業界を対象として行くことが必要とされ、IPP の発足に結びついた。

(3) IPP は、農業、漁業、林業、食品加工業に関し、より高い競争力を身につけ、より持続可能になり、より高い利益をあげるためにインダストリー (業界) が主導で行う活動 (industry-led/driven action) に対して、支援する。

資金は、計画全てに対して提供されるのではなく、最初の 12 ヶ月間だけで、弾みを与えるための初期支援 (スタート資金) に限られ、資金額は、現時点では最高額 35 万豪ドルである。

V ビクトリア州の条件不利地域対策と農業教育

1 ビクトリア州の条件不利地域対策

ビクトリア州においても、オーストラリア連邦政府の場合と同様、条件不利地域だからといって、そのための特別の支援策は講じられていない。技術指導、経営指導、内外の市場情報の提供、あるいは早魃への対応支援策といった、条件が不利ではない地域に対しても行われているものが同じように行われているだけである。

2 農業教育プログラムについて

(1) ビクトリア州第 1 次産業省 (Department of Primary Industries, Victoria ; DPI) では、地域住民、特に、次の世代に対する農業教育は非常に重要であるとし、学童に対する農業教育に力をいれている。

(2) ビクトリア州の学校における農業教育プログラムのうち「ランドラーン (Land Learn)」は、学校の先生達を啓蒙することを目的としたものである。農業経験のない都会の先生達は農業のことを教えるのに自信がないので、先生達に十分な知識を提供し、醸成することが必要である、という認識に立ち、州教育省との連携の下に、半日～1日の専門学習プログラムやワークショップの開催等の活動、学校で使う教材の提供等を行っている。

(3) 教育は学校という現場で行われており、そこで教える先生達が農業のことを正しく理解していなければ、子供たちに正しく農業を理解してもらうことはできない。現場の先生達とのコンタクトを深めることは、食育や農業教育を推進していく上で大事なことである。オーストラリアと教育システムの異なる日本では、現場の先生とのコンタクトを深めるといっても困難を伴うかもしれないが、工夫を凝らし、是非それを乗り越えてもらいたいところである。

第 1 章 調査の目的と調査対象

第 1 節 調査の目的

平成 18・19 年度の当センターの調査テーマは「持続的な畜産業の推進体制に関する調査研究事業」および「官民連携の強化による農畜産業行政の推進手法に関する調査研究事業」であり、これらのテーマをさらに 2 つの小テーマに分けて実施することとしている。その内容は、次のとおりである。

1 持続的な畜産業の推進体制に関する調査研究事業

ア 市町村の畜産業等の推進体系に関する調査研究

平成 13 年度以降、わが国では全国的に市町村の合併が行われ（平成の大合併）、市町村職員の業務は、相対的に人口の多い都市部の住民に関するものにシフトし、農山村部、特に畜産を始めとする農林水産分野を担当する職員の数減少、ないし人事異動により経験年数の浅い職員となってきた。

特に家畜伝染病や疾病の早期発見や迅速な手当て、汚水や糞尿の流失に関する施設の整備といった事項は、適切な時期、適切な方法による対応を誤ると広い範囲で大きな問題となることも少なくないため、農畜産業に携わる市町村の担当職員のノウハウや緊急時の対応方法のレベルが下がっていくことを防止する必要がある。

諸外国では、現在市町村合併はほとんど行われていないが、条件不利地と言われる地帯であっても、国の適時適切な情報提供、それに基づく市町村の担当職員の適切な指導のもと、農畜産業の振興が図られ、近年、生産量が増加している地域も少なくない。

このため、条件不利地域において、国や地方公共団体等の職員がどのように農畜産業の支援に取り組んでいるか等について調査し、その結果を踏まえて必要な研究を行い、わが国の条件不利地域における農畜産業支援活動に資する。

イ 畜産分野を中心とした農村地域に対する理解醸成手法に関する調査研究

わが国では、産業全体における畜産を含む農林水産業のウェイトの低下や、混住化の進行等に伴い、都市地域の非農家住民の農林水産業に対する理解や関心の低下が懸念されている。また、過疎化の進行に伴い、今後酪農業の展開候補地として期待されている農山村においては、高齢化の進行により、都市地域の非農家住民の支援なしでは地域の維持さえも危ぶまれる状況が生まれてきている。

諸外国においては、酪農業が中心となっている農山村地域の景観や環境の重要性、それを維持するための農林水産業の役割等について都市地域の非農家住民が理解し、非農家の住民達による支援活動も活発に行われているが、その背景には、国や州政府が農林水産業や農山漁家への理解を深めるための活動を活発に行っていることがある。

このため、各国の政府や州政府等において行われている種々の啓蒙活動、農村振興施策等の活動状況を酪農を始めとする畜産分野を中心に調査し、その結果を踏まえてわが国への応用等に関して必要な研究を行い、都市地域の非農家住民と農林水産業の生産者を結びつけ、理解を醸成することに資する。

2 官民連携の強化による農畜産業行政の推進手法に関する調査研究事業

ア 畜産分野における官民パートナーシップの構築に関する調査研究

「小さな政府」は、世界の行政改革のメインテーマの 1 つであるが、これまでこのことは、いわゆる民営化、すなわち従来公的部門で行われていた業務をまるごと民間に委譲することを意味するものであった。しかしながら、世界的にはこうした段階はすでに終了し、今後は、従来「官」が全面的に担当してきた公的業務を、「官」と「民」で役割分担し、双方がパートナーシップを構築して当該業務の遂行にあたる、という方向になりつつある。

この「官」と「民」とのパートナーシップによる公的業務の遂行は、今後、食肉の安全対策や家畜の疾病対策等の畜産を始めとする農林水産分野においても導入されていくことは必至と考えられるが、このためには、パートナーシップの構築の手法、事故や事件が起きた際の危機管理のあり方等、その根幹をなす事柄についての調査研究を行い、蓄積を深めて行くことが不可欠である。

イ 畜産分野におけるパブリックインボルブメント手法の開発に関する調査研究

従来行政運営は、もっぱら「官」が主導的立場に立って政策や施策、事業等（以下「政策等」という）の決定を行い、実施にあたっていくものであったが、今後は、企画立案の段階から「官」と「民」とが対等の立場で協力し合い、透明性の確保、民間関係者の意見の反映を図りながら政策等の決定を行い、実施にあたっても「官」と「民」とが緊密に意思疎通を図りながら遂行していく、という手法の導入も必要となってきた。

特に、混住化の進展により非農家地域住民との合意形成を図りながら進めていくことが不可避な畜産施設の立地問題においては、計画の策定段階から、ワークショップやセミナー等の多彩な手段を用いつつ、非農家地域住民を巻き込みながら（インボルブしながら）、政策等を進めていく手法がその円滑な実施のために不可欠である。

こうした手法は、「パブリックインボルブメント」ないし「コミュニティ・インボルブメント」と呼ばれて広く採用されているので、先進諸国において、畜産分野を中心に調査を行い、その結果を踏まえてわが国に適応し得る手法の研究を行う。

第2節 オーストラリア調査の視点

1 全体的な視点

(1) 「持続的な畜産業の推進体制に関する調査研究事業」に関しては、オーストラリアでは、市町村合併が行われることがほとんどないため、行政の目が行き届かなくなる恐れのある地域として、自然的・経済的・社会的条件の不利な地域に着目し、そうした地域において、農業生産を活性化させるために連邦・農漁林業省 (Department of Agriculture, Fisheries and Forestry ; DAFF)、ビクトリア州第一次産業省 (Department of Primary Industries, Victoria ; DPI) あるいは市町村の機関がどのような施策や活動を行っているのか、について、調査することとした。

(2) 「官民連携の強化による農畜産業行政の推進手法に関する調査研究事業」に関しては、オーストラリアでは、1980 年代半ばから、「パートナーシップ・プログラム」とネーミングした各種のプログラムを、官と民との連携の下に、数多く行っている。このため、(1) の事業との関連をも考慮し、オーストラリアにおいて行われている「リージョナル・パートナーシップ・プログラム (連邦・運輸地域サービス省 (Department of Transport and Regional Services ; DOTARS) 所管)」および「インダストリー・パートナーシップ・プログラム (DAFF 所管)」について、調査することとした。

また、検疫・防疫事業においても、官と民とのパートナーシップで実施しているとのことだったので、調査することとした。

2 DAFF の調査の視点

(1) 自然的・経済的・社会的条件の不利な地域において、どのような農業振興施策が行われているのか。

(2) 現在オーストラリアを襲っている 100 年に 1 度とも言われる大旱魃に対し、どのような支援策を講じているのか。

(3) インダストリー・パートナーシップ・プログラムについて

(ア) プログラムの背景

(イ) プログラムの概要

(ウ) 期待される成果

(エ) 都市地域の住民は、このプログラムをどのように受け止めているのか。

- (4) 検疫、防疫などの事業に関し、どのように民間機関が関与しているのか。また、民間機関が事故を起こしたとき、どのように対応しているのか。

3 DOTARS の調査の視点

- (1) リージョナル・パートナーシップ・プログラムについて
- (ア) プログラムの背景
 - (イ) プログラムの概要
 - (ウ) 期待される成果
 - (エ) 連邦政府、州政府、市町村機関の役割
 - (オ) 都市地域の住民は、このプログラムをどのように受け止めているのか。
 - (カ) 事件や事故が起きたときの対応

4 DPI の調査の視点

- (1) ビクトリア州では、農業生産の向上や、農家収入の増加、農業産業の発展を図るためにどのような農業政策を行っているか。その中で、自然的、経済的、環境的に不利な地域で効果があったものは何か。
- (2) 現場では、農家や農場に対し、誰が、どのように指導、ないし支援しているのか。
- (3) ビクトリア州では、非農家住民に対し、農業の果たす役割の大切さ等についてどのような啓発活動を行っているか。子供に対しては、どうか。

資料 オーストラリアの農林水産業概況

(1) 農林水産業の概況

国土面積の約 6 割が農用地だが、降水量が少ないため、その大半は家畜の放牧地となっており、耕地面積は農用地の 11% にすぎない。農家件数は一貫して減少傾向にあるが、1 農家当たりの経営面積は年々拡大傾向にあり、1999/00 年では約 4,000ha と我が国の約 2,600 倍である。

主要農作物は、小麦、サトウキビ、牛肉、酪農品、羊毛等で、生産額は干ばつの影響、国際価格の変動等により毎年大きく変化している。

農業が GDP、就業人口に占める割合は他の先進国同様その比率は小さいが、総輸出額に占める割合が 24.6% (FAO、2001 年) と高く、貿易面における農産物貿易の重要性の高さが、オーストラリア経済において農業が重要な産業と認識される理由となっている。

品目別にみた世界の農産物輸出货量に占める割合は、羊毛 74% (第 1 位)、牛肉 26% (第 1 位)、小麦 13% (第 3 位) (Australian Commodity Statistics 2001)。

(2) 農林水産業の地位 (豪：2000/01 年、日：1999 年)

[単位；100 万ドル %]

	オーストラリア		日 本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産(GDP)	373,470	—	4,499,557	—
農 林 漁 業	10,715	2.9	66,863	1.5

資料：Australian Commodities、世界銀行

(3) 農地の状況(2002 年)

[単位；100 万 ha %]

	オーストラリア		日 本	
	面積	比率	面積	比率
国土全体	77,412	100.0	3,779	100.0
農用地	44,700	57.7	519	13.7
農地	4,860	6.3	476	12.6
耕地	4,830	6.2	442	11.7

永年作物地	30	0.0	34	0.9
永年牧草地	39,840	51.5	43	1.1

資料：F A O

(4) 農家人口（2002 年）

〔単位；万人 %〕

	オーストラリア		日 本	
	人数	比率	人数	比率
総人口	1,954	—	12,748	—
農業人口	87	4.5	438	3.4
総就労人口	998	—	6,828	—
農業就労人口	44	4.4	245	3.6

資料：F A O

(5) 主要農産物の生産状況

〔単位；千トン〕

	1997	1998	1999	2000	2001
小麦	19,227	21,465	25,012	22,190	23,760
米	1,255	1,390	1,101	1,753	1,239
大麦	6,482	5,987	5,043	6,819	7,459
さとうきび	38,463	39,531	38,534	38,165	31,039
ぶどう	943	1,112	1,266	1,343	1,425
牛肉	1,810	1,955	2,011	1,988	2,040
羊肉	566	317	629	681	663
鶏肉	488	602	611	613	662
羊毛	728	704	673	685	700

資料：F A O

(6) 農政の概要

(ア) 部門横断的な政策（検疫、干ばつ対策、税制等）及び対外政策については、連邦政府の担当であるが、その決定に当たっては各州政府との協議を経る必要があるなど、一般的に各州政府の力が強いとため、各州で異なる政策が実施されることがある。小麦、酪農等の特定部門の政策は各々のボードや公社等が実施している。

(イ) ボードや公社等は、連邦政府又は州政府による法定機関であり、農畜産物の流通業務に関しての独占的特権を付与されてきたが、近年の規制改革により、組織の民営化や独占権等の見直しが進められている。

(ウ) ケアンズグループのリーダーとして、URでは国内保護の撤廃等を主張し、WTOの場合でもEUや米国の補助金付き農産物輸出を強く非難している。しかし、近年は米国、アジア各国とのFTA締結を目的とした農業交渉にも力を入れている。

(出典) 農林水産省資料

第3節 調査日程

- | | | |
|---|------------------|--|
| 1 | 10/21(土)午後 | 日本（成田）発 |
| 2 | 10/22(日)午前 | キャンベラ着 |
| 3 | 10/23(月)午前
午後 | 通訳との打合せ
連邦・農漁林業省調査（政策評価） |
| 4 | 10/24(火)午前
午後 | 連邦・農漁林業省調査（持続的推進・官民連携）
連邦・運輸地域サービス省調査（持続的推進・官民連携）
連邦・生産性委員会調査(規制影響報告書) |
| 5 | 10/25(水)午前
午後 | 連邦・農漁林業省調査（持続的推進）
連邦・農漁林業省調査（官民連携） |
| 6 | 10/26(木)午前
午後 | メルボルンへ移動
ビクトリア州・第1次産業省調査（政策評価） |
| 7 | 10/27(金)午前
午後 | メルボルン大学プログラム評価センター調査（政策評価）
ビクトリア州・第1次産業省調査（持続的推進） |
| 8 | 10/28(土)午後 | メルボルン発 |
| 9 | 10/29(日)午前 | 日本（成田）着 |

第2章 調査結果

第1節 調査概況

I オーストラリアの条件不利地域対策の実施状況

この調査研究のテーマは、「市町村合併等により、今後、行政の目が行き届かなくなる恐れがある地域において、行政機関はどのように農林水産業の振興に取り組んで行くべきか」というものである。

しかしながら、日本以外の、オーストラリアを含むいわゆる先進国で市町村合併を行っている国は、現段階では見当たらない。このためオーストラリア調査にあたっては、「行政の目が行き届かなくなる恐れがある地域」として、同様の状況下にあると推定されるいわゆる「条件不利地域」に焦点を当て、そうした地域において、行政機関はどのように農林水産業の振興に取り組んでいるかについて調査することとした。そして、そうした地域として「リージョン (Region)」ないし「ルーラル (Rural)」と呼ばれている地域に着目した。

1 「リージョン」ないし「ルーラル」の定義について

(1) 一般的にオーストラリア全体は、

- ① メトロポリタン（大都市地域、例えばシドニー）、
- ② メトロポリタン近郊（大都市地域の郊外の住宅地等、近郊農地も含まれる）
- ③ 上記の2つ以外の地域

に分類され、③の地域が「リージョン」と呼ばれている。

(注) リージョンの中でも、灌木地帯（英語では砂漠や荒涼地を意味する「desert」という言葉が用いられているが、砂の砂漠ではない。）や、非常に遠隔地である地帯は、さらに「リモート (Remote)」と呼ばれている。このリモート地帯では、産業は、あっても肉牛農場（日本の県域位の広さの広大な牧場に沢山の牛がいるが、人手はあまり必要ない。）くらいで、それ以外にはほとんどなく、人口はまばらで、しかも非常に乾燥した地域が大部分である。

リモート地帯への政策や行政支援は、日本とは状況が違いすぎるため、今回の調査では対象外とした。

(2) ③のリージョンは、さらに例えば「鉱業中心の地域」、「酪農中心の地域」、「穀物生産の地域」といった具合に地域の特色に応じて色分けされ、色分けされた一つ一つの地域は、狭義の「リージョン」と呼ばれている。

(3) この狭義のリージョンのうち、「農業が営まれている地域」が農漁林業省 (Department of Agriculture, Fisheries and Forestry ; DAFF) が施策等の対象としている「ルーラル」と言われる地域である。

(4) 地域振興政策は、大雑把に言えば、この狭義の「リージョン」ないし「ルーラル」を単位として行われており、第3節の「リージョナル・パートナーシップ・プログラム」は、この狭義の「リージョン」を、第4節の「インダストリー・パートナーシップ・プログラム」は、この「ルーラル」を単位としている。

一般的に地域、地方に対して行うプログラムは連邦・運輸地域サービス省 (Department of Transport and Regional Services ; DOTARS) が、産業ごとに集中して行うプログラムは各省が行っており、農業、水産業、林業に関しては、DAFF が担っている。

(5) なお、オーストラリアの人口は約 2000 万人であるが、そのうち約 80%は、メトロポリタン地域、およびメトロポリタン近郊地域に集中している。それだけにオーストラリアにおいては、「リージョン」ないし「ルーラル」と呼ばれている地域の維持、発展に国民の関心が寄せられている。

2 リージョンやルーラルの抱えている問題

(1) ルーラルを含むリージョン全体としては、現在、次のような問題を抱えている。

- ① 産業が成長しない (=雇用の場がない)
- ② 技術の伝承、ないし成長がない
- ③ 農村から都市への人口移動
- ④ 先住民問題

(2) ルーラル地域では、(1)に加えて、次のような問題を抱えている。

- ① グローバルな気候変化によって起きているいろいろな変化、特に早魃
- ② 世界規模と国内の両面で起きている「市場の変化」
- ③ 農業従事者、ないし責任者となる人達の高齢化

(注) 訪問した時点においてオーストラリアは、大早魃に見舞われていた。もともとオーストラリアは、水資源が豊かな国ではなく、25年に一度は早魃に襲われている。しかし今回の早魃は、まれに見るひどさで、長期にわたり、100年に一度の大早魃である、と言われている。飲み水に困る、ということは訪問時点においてはなかったが、洗濯や洗車等に関しては、制限が行われているとのことであった。

3 リージョン・サミットの開催

(1) 1999 年、リージョンの人達が集まって「リージョン・サミット」を開催し、抱えている問題について、どう対処すべきかを話し合った。そして、今後の取り組み方について、次のように考えることとした。この考え方は、以降、リージョン問題の取り組みの基本的なスタンスとなっており、現在も続いている。

- ・ 地域の問題は、自分達で認識、すなわち長所、問題点を解明し、その解決策についても自分達で考える。
- ・ 連邦政府は、そうした地域とパートナーシップを組んで、一緒に解決にあたる。

(2) これを受けて連邦政府では、次のような考え方の下に、支援を行っている。

- ・ アドバイスや技術的指導を行う。
- ・ どうしても資金が足りないときには、資金の一部（例えば、①地元負担 3 に対し、連邦政府から 1 の割合で支援、②起業資金）を支援する。

4 オーストラリアの条件不利地域への農業政策

(1) オーストラリアの農業政策については、中央政府と州政府が多くの役割を分担している。産業としての農業は名目上州政府の管轄になっており、連邦政府は、農林漁業政策に関する国際協定、検疫・防疫等の国境を越える問題、地域振興等の全国的に平等が求められる問題、貿易、漁業等について、責任を担っている。各政府は、少なくとも理論上は他から独立しており、どの州政府にもそれぞれ農業省があつて、それぞれが異なるやり方をしている。

(2) 連邦政府では、農業政策を展開するにあたって、「経済を促進させること」、「農村地帯のコミュニティを維持していくこと」の 2 つを国全体としての目的としてかけ、具体的には、農林水産産業の利益性、競争性、持続性を高めることを目指している。

(3) オーストラリアの農業は、日本とは違い、輸出することも大きな目的とされている。

このため、国内は勿論、世界各国における規制の変化、あるいはニーズの動向に対して敏感でなければならず、連邦政府や州政府は、各業界団体との連携の下、各国にアンテナ事業所を設け、詳細な市場情報を把握し、それを提供することを使命としている。

この場合の「情報や知識の提供を使命としている」とは、世の中の情報や知識を入手できる技術や方法を教える一方、そのためのツールとして、例えばビクトリア州では、農家がいつでも最新の情報に接することができるよう、緻密なネットワークシステムを構築している等、ソフト、ハードの両面で力を入れているということを意味している。

(4) 資金の支援は、従来は伝統的に個人レベルで、これも成功はしていたが、現在では、より幅広く、もっと大きい対象者に政府投資 (government investment) を向ければ、もっと効果的に資金を活用できるという観点から、例えば天然資源の管理等、国民ないしコミュニティ全体が公平に利益やアウトカムを受けるものに使うことが原則とされ、個人の生産に対するものはなくなっている。条件不利地域と言えども、同様である。

(5) 個人の生産への支援は、経営や技術に対するアドバイスが中心である。

オーストラリアでは、農業者に限ったことではないが、常に「用意周到」であることが求められている。しかし、農業主が高齢化、老齢化して、新しい事態に対する頭の切り替えができない、という問題が生じている。このため、農業を発展させていくために特に作られている「オーストラリア農業促進」(Agriculture Advancing Australia ; AAA) プログラム等では、いろいろなリスク管理に力をいれ、農場主にいろいろな課題についての取り組み方を教えている。中には、経営が成り立たなくなっている農場主もいるので、離農を進めたり、他のやり方を進めたりする。また、気候、環境の変化に対するアドバイスや情報提供のためのプログラムも行われている。

(6) 以上からも明らかなように、オーストラリア連邦政府の支援は、条件不利地域に対して特別に、ということはなく、普通の地域と同じレベルの一般的な支援が行われているだけである。

しかし、地域で、地域の振興のための企画をした場合には、それを支援するプログラムは用意されており、第3節の「リージョナル・パートナーシップ・プログラム」や、第4節の「インダストリー・パートナーシップ・プログラム」は、これにあたる。

言い換えれば、各コミュニティのリーダーが何か発言しない限り、政府の目はそっちを向いてくれない、ということのようである。

5 旱魃対策について

(1) 昔は旱魃は天災と考えられていたが、現在、連邦政府は、「旱魃は、よくあることで、天災ではないので、農業主や産業にいる人達は、常に用意周到であるべき (自分でリスク管理するべきである)」と、一般的には考えている。

(2) しかし今回のように、旱魃が非常に長期にわたり、まれで、厳しく、悪影響も多くある場合には、「例外的な環境 (Exceptional Circumstances ; EC) における政策」という位置づけがなされ、ECに限った短期的な支援が行われている。

EC地域に指定されると、各農業主に対する所得支援、および／または、借入金の利息を軽減する措置、という2つの方法で支援が行われる。しかしこれは、農業主だから行われるのではなく、困った人なら誰でも享受できる、言わば福祉的なものである。

(3) EC 制度ができたことによって、これまでは、同じような政策やプログラムを連邦政府や各州政府がばらばらに用意していたのを、全体的に見て、支援策を整理することができるようになったので、農場主が混乱するということがなくなった、というメリットがあったとのことである。

II オーストラリアにおける官民パートナーシップの推進状況

オーストラリアにおける官と民とのパートナーシップの推進の調査にあたっては、次の2つのタイプのパートナーシップを対象とした。

タイプ① 従来公的機関の業務とされ、公的機関が担ってきた役割について、民間で対応可能なものは民間にも委ね、「小さな政府」への要請に対応するとともに、行政の効率化その他の目的を達成しようとする動き

タイプ② 公的機関において、新たな業務が生まれるので、その業務の遂行等に関し、民間機関の資源を活用する動き

次に、問題意識は、上記タイプ①②それぞれに関し、次の3つであった。

問題意識① どのような業務であれば、官と民とのパートナーシップを推進できるか
(＝ 官が担うべき役割はどんなものか)

問題意識② 従来公的機関において当該業務を担当していた職員を、官と民とのパートナーシップの導入後はどのように処遇するのか

問題意識③ 事故が起きた場合の責任の所在をどうするのか

オーストラリアにおいては、昨年度までの調査結果等により、

- ・ かなり以前から名称に「パートナーシップ」という言葉を持つプログラムを実施していること、
- ・ 従来官だけが担うべきものと考えられていた検疫等の業務についても「官と民とのパートナーシップ」を導入していること

が明らかになっていたので、

- ・ 条件不利地域対策との関連をも考慮し、実例として、条件不利地域対策をも対象としている「リージョナル・パートナーシップ・プログラム」および「インダストリー・パートナーシップ・プログラム」の実施状況
- ・ 動物検疫、植物防疫における官と民とのパートナーシップの運営状況

に焦点をあてて、上記問題意識をはじめとする課題に対応することとした。

(注) この2つのプログラムについてこの節ではⅢとⅣで記述し、Ⅱでは、こうした事業の総論について記述する。

A パートナースhip・プログラム

1 「パートナーシップ」の意味

パートナーシップ・プログラムにおけるパートナーシップの意味は、具体的には、お互いにどのような形で共同作業ができるか、公的機関の立場から言えばどういう風に支援できるか、ということと、資金繰りの話である。

共同作業については、申請者の方で問題点を解明し、それを解決するためのプロジェクトを示さなければならない。公的機関は、それに対して、手続き、運営面、技術等に関し、アドバイスしたり、紹介の労をとるような支援を行う。

資金繰りについては、コミュニティの方で何らかの形で資金や作業を負担しない限り、プロジェクトとしてうまくいかないの、プロジェクトを申請するコミュニティも、必ず資金負担をしなければならない。

すなわち、自分達で問題点を明らかにし、自分達で解決策を考え、費用を自分達も負担するならば、そして、にもかかわらず公的機関の支援が必要であるならば、公的機関も資金援助を含む幅広い支援を行う、というのが、パートナーシップの意味である。

2 事故が発生した場合の対応

事業実施中に事故や損傷などが発生した場合に対応するため、「資金供給協定」の締結の際、賠償責任保険への加入等、各種の関連する保険に加入することが義務付けされており、保険で対応することになる。しかし、両プログラムとも、幸いにして事故はまだ起きていない。

B 検疫・防疫業務

1 検疫や防疫を民間と共同して行うことについて

もともと両業務は憲法上も連邦政府や州政府の業務とされていたが、1988年度（リンディ委員会）と1996年度（ナン委員会）の2回にわたって、レビューが行われた。

96年度のレビューでは、産業界も政府が行っていた機能にもっと参加すべきだ、という見解が出され、次のような原則の基に、政府が民間の機能も採用することとされた。

- ① 検疫や防疫の中でもリスクの低いものであること。
- ② 輸入製品も国内製品もレベルを同じにすること。

2 具体的な業務分担

従来、公的機関の役割は実際に検査することであったが、1で述べたレビューの提案に沿って民間機関とパートナーシップを組むようになってからは、民間で検証しうるものに関しては民間機関に委ね、公的機関は、保険システム、書類、システム全般を検証することへと変化した。すなわち、従来検査に向けられていたエネルギーが品質保証システムの不十分な部分の検証、改善等に向けられるようになった。

なお、リスクが高く、民間では義務を果たすことが出来ない分野については、引き続き、政府側で全てを担当している。

3 リスクのレベルに応じた費用の分担割合

(1) 検疫部門では、対象となる動物疾病のリスクのレベルに応じ、連邦政府および州政府と民間との間で、検疫業務に関するパートナーシップ協定を締結する際、損害賠償責任が生じた場合を含む検疫にかかる全コストについて、以下のように費用（＝責任）の負担割合を定めている。動物検疫では 2002 年度から、植物防疫では 2005 年度から適用されている。

	連邦・州政府	民間
カテゴリー 1	100%	0%
2	80%	20%
3	50%	50%
4	20%	80%

＊ カテゴリー 1 は、「未知の疾病」や「人間の健康に重大な影響をもたらす疾病」等が対象で、鳥インフルエンザや B S E は、カテゴリー 1 に該当する。

(DAFF 資料)

(2) 費用負担をするようになった理由を民間側からは、

- ① 病気等が発生したとき、途中で予算が足りなくなったから公的機関の側は手を引く、と言われては、自分達が困る
 - ② 会議などで、発言する場合には同じレベルに立つことができるし、対等の立場で表決に参加できるようになる
- ということもあげられている。②はともかく、①を聞いたときは「文化の違い」を感じさせられた。

III リージョナル・パートナーシップ・プログラムについて

リージョナル・パートナーシップ・プログラム (Regional Partnership Program ; RPP) は、オーストラリアの地域、ないしコミュニティの活性化を促す現場からの提案を連邦政府が支援する、DOTARS のプログラムで、1999 年のリージョン・サミットを契機として 2003 年に開始された。

1 RPP の概要

(1) RPP は、I-2 (1) に掲げたリージョンの抱えている問題に焦点をあてた次のようなプロジェクトであって、新しい手法によるもの、ないし従来の不満足な手法を大幅に改善するものに対して、助成を行うものである。

- ① コミュニティや地域の成長と機会を強めるもの、ないしその企画を支援するもの
- ② 費用効果的かつ持続可能な方法で、公共的なサービスへのアクセスを改善するもの
- ③ 特に認定されたコミュニティや地域における大きな経済的、社会的、あるいは環境的な構造調整を支援するもの

(2) 連邦政府からの支援が行われるのは、政府の方で問題を判別し、解決策を示したプロジェクトではなく、各地域、各コミュニティで問題を判別し、解決策を提案したものに対してである。連邦政府の支援も、技術的、手続面等の支援がまず行われ、どうしても資金が不足するときにその一部、例えば必要額の 1 / 4 が助成される。

言い換えれば、資金が先にありきではなく、地元の解決への意気込みがあって始めて支援が行われる、という説明であった。(果たして現場の方もそういう認識であるかどうかについては、興味のあるところであったが、そこまでの調査は行っていない。)

(3) 助成対象者は、市町村、コミュニティ委員会のような、州法あるいは連邦法による登録公益事業体で、1 件あたりの金額は、基本的には 25 万豪ドル以下である。これ以上必要な場合は、より高いレベルの調査が行われた上で承認される。

2 推進体制

(1) RPP は、オーストラリア連邦政府の事業として DOTARS が運営しているもので、州政府や地方自治体は、RPP の実施や管理には関与していない。

(2) DOTARS の推進体制は、次のとおりである。

① 閣僚委員会

プログラムの全体的な責任を負い、どの提案に資金を提供するかを決定する。閣僚委員会は、現在、以下のメンバーで構成されている。

- ・ DOTARS 大臣
- ・ Minister for Territories, Local Government and Roads
- ・ Special Minister of State

② DOTARS ・ 中央事務局

プログラムの資金や実行を管理するとともに、閣僚委員会に対する提言、助言、忠告を行う。プログラムの評価も行う。

③ DOTARS・地方事務局（全国 11 か所）

資金受給対象者との交渉、協定締結や資金支払い等の事務、資金協定の順守の監視、事業実施の確認、事業アウトカムの評価等を行う。

④ 地方諮問委員会（Area Consultative Committee ; ACC。全国 56 か所）

申請者の事業構築等についての相談等に対応するとともに、申請や提出手続きについての支援を行う。地方レベルからの中央への助言も行う。

（3）ACC は、中央政府が用意した事務所と運営資金により活動し、2～3 人の事務局員と数名の委員から構成されている。

委員は、地方自治体からの代表者、ビジネス業界からの代表者、職業訓練学校の人、といったその地域の人達の中から任命され、ボランティアであるが、その議長は大臣任命であり、委員達のモチベーションは高い。

ACC は、わが国の農政事務所を彷彿させるが、中央からの指令により動くというよりも、各地域やコミュニティと協力して、抱えている問題を認識し、それに対応するプロジェクトを作成する、言わば地方に密着して中央へ情報やプロジェクトを発信する役割を果たす。今後、わが国の農政事務所等のあり方を考えるとき、具体的な参考事例になるのではなかろうか。

3 事故が発生した場合の対応

事業実施中に事故や損傷などが発生した場合に対応するため、「資金供給協定」の締結の際、1000 万豪ドルまでを保証する賠償責任保険への加入等、各種の関連する保険に加入することが義務付けされている。

故意の事故の場合は、資金提供の取り消し等、可能な限りの法的措置をとる用意があるとのことであったが、幸いにして、事故はまだ起きていないようである。

4 IT 化

（1）2003 年に RPP が導入されて以来、申請書の作成から提出、アセスメントの実施、決定の通告、資金給付の契約、決算報告等が全て IT によって行われている。

メリットは、全ての記録が残ることと、手順が非常にスムーズになったことで、デメリットは、申請の手続きが難しくなったこと、ということであったが、申請の手続きについては、現在、簡素化に向けて改善中とのことであった。

（2）IT を使って申請が行われた場合、その審査の過程で、自動的に RPP の決定を行うための条件に関する質問が出て、それに見合った答を作成している間に、もうひとつのソフトがあって、プログラム化された重要な部分を引き抜いて、大臣への報告書を作成する。また、契約書の中には、申請書の中にある予算の詳細とか、重要な部分が自動的に入るよ

うになっている。

決定するために必要な情報は、全てプロジェクトの IT による申請書の中に入っており、大臣の決定を待って、資金繰りの承認も入れることになる。承認に際して、大臣から条件がつくこともあるし、資金繰りが全額ではないこともある。

(3) オーストラリアに限らず多くの国の政府機関において、申請のような様式的な行為に関してだけでなく、その後に引き続く認可や承認手続を始めとする行政事務等について、近年、IT 化が急速な進歩を遂げていることが実感される。わが国においても、こうした動きに遅れないよう、取り組んでいくことが大事である、と感じている。

4 RPP の意義と国民の受け止め方

リージョンにおいて、大きな経済の力が働く、人口がどんどん高齢化していく、といったことに対して、連邦政府の方では、残念ながらそれほど大きな力を持ってはいない。

RPP では、これまでなかったサービスを提供する、今まで見つけられなかった機会・チャンスをどんどん作って行く、といったことによって、今住んでいる人達がリージョンを離れないように、その人達をリージョンに維持して行くように、そして最も望むところは、新しい人達がリージョンに魅力を感じるようにしていく、ということを期待している。そういう取り組みに対しては、都会の住民も理解している。

5 事例（降雪山岳地帯における酪農の拡大；支援額 22 万豪ドル）

場所：コリヨン、ビクトリア州

機関：株式会社パーフェクション乳製品製造所と被支配事業体

事業内容：コリヨンとその周辺の減退を止め、発展可能で活気のある状態を保つため、株式会社パーフェクション乳製品製造所は、この地域における酪農業の拡大を計る。この事業には、2 段階に分けて 140 万豪ドルが投資されるが、そのうち 22 万豪ドルについて、RPP から資金の支援が行われた。予想される直接のアウトカムは、最大 11 人の継続的雇用状態（うち 9 人は正規職員）を生み出すこと、乗数効果の導入により地域経済に 280 万豪ドル（最少予測）をもたらすことである。

IV インダストリー・パートナーシップ・プログラムについて

インダストリー・パートナーシップ・プログラム（Industry Partnership Program；IPP）は、オーストラリアの農業、漁業、林業、食品加工業が、より高い競争力を身につけ、より持続可能になり、より高い利益をあげることができるよう支援する DAFF のプログラムで、とりあえず 3 年間の事業として 2005 年に開始された。

1 IPPの概要

(1) オーストラリアの農業関係の業界は、小さく細分化され、各々の独立性が高いというところに特徴があったが、I-2 (1) や (2) に掲げたような問題に適切に対応していくためには、もっと効果的に政府投資 (government investment) を活用する必要があり、そのためには、業界をグループ化し、そことパートナーシップを組むことによって、大きな業界を対象として行くことが必要とされ、IPP の発足に結びついた。

(2) IPP は、インダストリー主導の活動 (industry-led/driven action) で、ある特定の問題や課題について、インダストリーが政府を頼ってきたらインダストリーを支援するものである。つまり、政府は、資源、技術、より幅広い援助などでインダストリーに支援を行い、インダストリーがそれらの問題に前向きに取り組み、決定を下すための契機 (momentum) を与えるものである。

しかし、インダストリー主導の活動で、変化を起こすために対策を講じるのはインダストリー次第ということではあるが、政府は、インダストリーを支援するだけでなく、責任は分担する。

(3) また、物事が起こってから反応するというよりは、先を見越した (proactive) 状態で介入しようとしている。旧来の政府支援は、インダストリーが危機に陥ったときに行うものであったが、もし初期介入・早期支援を行うことができるならば、問題の規模は縮小・軽減されるだろうし、インダストリーが自力で取り組む能力が改善されるだろう、と考えられたからである。

(4) IPP は、各業界 (インダストリー) が自分で問題の所在や解決策を考える能力を高めるため、次のような業界の能力を高めるプロジェクトに対して支援を行う。

- ・ 継続的にプラスの財政的利益を産出する能力
- ・ 将来の環境的・社会的設定で機能する能力
- ・ 世界市場で競争する能力
- ・ 変化に対応し、適応性を持つ能力
- ・ それらの業務を管理する能力

(5) IPP には、3つの要素がある

- ・ 実績の評価と方向性の設定； IPP を申請しようとする業界は、現在置かれている状況の強みや弱みを把握 (評価) し、今後の行動の方向性を考える。
- ・ アクション・パートナーシップ； 政府が助成金を提供し、問題解決に取り組む。
- ・ 能力開発； 問題解決に必要な、農業、漁業、林業に携わる女性、若者、先住民族の人々を対象とした能力開発に取り組む。

(6) 資金は、計画全てに対して提供されるのではなく、最初の 12 ヶ月間だけで、弾みを与えるための初期支援（スタート資金）に限られる。

資金額は、現時点では最高額 35 万豪ドルである。パートナーシップを組むインダストリーやインダストリー組織にはあまり資源がないことが多いため、助成金受給の具体的な金額面の条件は明示されていない。

2 市町村や州政府の役割

現時点では、連邦政府とインダストリーという形でパートナーシップ関係を組んで国家的に重要な問題に絞って取り組んでおり、市町村や州政府は関与していない。なお、州政府にも役割を果たしてもらう必要があると判断された場合には、実際のパートナーシップ過程に州政府を参加させることはある。

3 事故が起こった場合の責任分担

実際に助成金を与えている分野では、資金協定（**funding agreement**）を結んでおり、そこでパートナー（＝インダストリー）の役割と責任を明記している。

しかしパートナーシップは、法的な束縛関係にあるのではなく、より現実的に協力するための関係であり、事故や事件がこのパートナーシップに関して実際に起こることは考えられないし、現実はまだそういった問題に直面していない、とのことである。

4 IPP の事例

(1) オーストラリアの熱帯果実類インダストリー（**tropical fruit industries**）の事例。

熱帯果実類のインダストリーは、バナナやマンゴーといった比較的大きなインダストリーと、ランブータンやライチ等のアジア産果物を栽培する 11～12 の小規模なものが存在していた。これらのインダストリーは、多くの類似したプレッシャーに直面していたが、これまで連携して対応しようとはせず、それぞれ特定の問題に取り組むために、議会や政府に対しそれぞれ単独でロビー活動を行っていた。そこで IPP により、全体として問題に取り組むよう、その部門の 11 のインダストリーを集結させた。

最初の目的は非常に効果的に達成され、現在では、バイオセキュリティやマーケティング等の特定の問題に取り組むために、それらのインダストリーは協力している。

(2) これからやろうとしている畜産関係の事例の一つに、牛（**cattle**）の遺伝学（**genetics**）に関するインダストリーに対するものがある。

現段階では、さまざまな遺伝学インダストリーが、遺伝子の輸出等、各自で様々な異なることを行っており、牛の遺伝学をまとめて代表する団体は存在していない。そこで、将来性があり、海外にもチャンスが沢山ある分野でもあるので、IPP により、すべての遺伝学インダストリーを集結させることができるかどうかを検討されている。

V ビクトリア州の条件不利地域対策と農業教育

1 ビクトリア州第一次産業省の政策目的

(1) ビクトリア州第一次産業省 (Department of Primary Industries, Victoria ; DPI) の省としての目的は

- ① 生産性の向上
- ② 輸出の振興
- ③ 地域社会の維持・向上
- ④ 産業界の維持・向上

であり、そのために次のようなことが行われている。

- ・ 公共の利益のために自然資源の使用を管理・規制する。
- ・ 自然資源の持続可能な使用に対する投資を円滑化する。
- ・ 第一次産業の生産性と持続可能性の改善を促進する。
- ・ 市場アクセスを守り増進することにより、貿易を促進する。
- ・ 変化を予測し対応するために、地方産業と地域社会の能力を強化する。

(2) ビクトリア州に限らず、オーストラリアの農業は輸出型で、国内消費よりも輸出の方が多く、輸出を目的として政策等も構築されている。

したがって、国際市場の開発や研究が非常に重要で、農村地域または農業従事者が世界の市場の変化にどんどん即していける能力を開発する必要がある。

また、このため、畜産、ワイン、穀物といった輸出品については、連邦政府や業界団体とも協力しながら、国内だけでなく、EU、アメリカ、日本その他の世界中の国で起こっている規制の変化、さらには消費者のニーズの変化に常に目を光らせている。

さらに、DPI は、ルーラル地域にネットワークを持っている。このネットワークは非常に優れたものであり、中央政府にもどんどん情報を提供している。

(3) しかしながら、条件不利地域だからといって、そのための特別の支援策は講じられていない。技術指導、経営指導、内外の市場情報の提供、あるいは旱魃への対応支援策といった、どの地域に対しても行われているものが、他の地域と同じように行われているだけである。

2 農業教育プログラムについて

(1) DPI では、地域住民、特に、次の世代に対する農業教育は、非常に大事であるとし、「地域社会 (コミュニティ) に、第一次産業がいかに重要であることを理解してもらうことを促進しなければならない」というビジョンを設けて、学童に対する農業教育に力をいれている。

(2) ビクトリア州の学校における農業教育プログラムのうち「ランドラーン (Land Learn)」は、学校の先生達を啓蒙することを目的としたものである。

先生の教える技術をオーストラリアでは「Professional Development」といっているが、ランドラーンは、農業経験のない都会の先生達は農業のことを教えるのに自信がないので、先生達に十分な知識を提供し、醸成することが必要である、という認識に立ち、州教育省との連携の下に行われている。

ランドラーンでは、半日～1日の専門学習プログラムやワークショップの開催等の活動により先生達に教え、それによって先生達が農業教育をカリキュラムの中に入れ、子供に教えることができるようにしている。学校で使う教材も、ランドラーンの方で作成して、提供している。

こうしたプログラムは各州も持っており、全国的なプログラムである。ビクトリア州のプログラムは充実しており、他の州で取り入れているケースもあるとのことであった。

(3) 教育は学校という現場で行われており、そこで教える先生達が農業のことを正しく理解していなければ、子供たちに正しく農業を理解してもらうことはできない。

一例として、DPI から、DPI が教えようとしていた農業と、学校の先生達が考えている農業との間には非常に大きな差があったという実例として、DPI は「農業は持続可能である」ということを教えたかったのに対し、先生の組合は「持続可能ではない」という頭だったことを紹介された。

このように、現場の先生達ともコンタクトを深めることは、食育や農業教育を推進していく上で大事なことである。オーストラリアと教育システムの異なる日本では、現場の先生とのコンタクトを深めるといっても困難を伴うかもしれないが、工夫を凝らし、是非それを乗り越えてもらいたいところである。

第2節 農漁林業省の条件不利地域への政策とパートナーシップ

インタビュー日時 2006 年 10 月 25 日午前 10 時～

相手 Ross Dalton 氏 General Manager
Rural Policy and Innovation Division
Department of Agriculture, Fisheries and Forestry
Lois Ransom 氏 Chief Plant Protection Officer
Bill Magee 氏 General Manager
Office of the Chief Plant Protection Officer (OCPPO),
Department of Agriculture, Fisheries and Forestry ; DAFF

I 農漁林業省の条件不利地域への政策

問1 「ルーラル (Rural)」の定義を教えてください。

答 「都市部以外の地域」という概念で使っており、そこには「地方」および「農業を営んでいる地域」という2つの意味がある。

そういった地域を対象として政策、プログラムを作る訳であるが、オーストラリアは非常に広大であるのに、中には人口が非常に少ない地域があり、その少ない人数で日本の何百倍、何千倍もの面積で農業を営んでいる。その人達にも、同じように政策やプログラムが提供されなければならない。

DAFF は、農業、水産業、林業といった産業ごとに集中して行政を行っている省であり、一般的に地域や地方に対して行うプログラムは、連邦・運輸地域サービス省が行っている。

問2 ルーラル地域に対してどのような支援を行っているのか。

答 (1) 少ない人数で日本の何百倍、何千倍もの面積で農業を営んでいると言っても、日本と同じように、どうしたらそこに人をとどめておくことができるか、そこに目を配る職員がどのように対応するか、どうしたら魅力的にできるか、が重要な課題である。勿論他の経済的な要素との競合もあるし、構造を変化させることが必要かもしれない。

(2) DAFF の使命は、農林水産産業の利益性、競争性、持続性を高めることである。これには国全体として2つの目的があり、それは、経済を促進させること、農村地帯のコミュニティを維持していくこと、である。

農業も、他の産業と同じように常に変化している。その変化に対応が上手な人と、対応ができない人がある。オーストラリアの農業政策は、市場性、競争性を高めることを目的としているため、資金は、市場性を高めるからといって個人に支給されるのではなく、困っていれば福祉的に給付される。

オーストラリアは、WTOやドーハラウンドなどにおいても、農産物に補助金をつけることに非常に反対し、補助金の低減を謳っている。したがって、我々の方からの援助、支援も非常に低く（4%）、EUに比べても非常に低いものになっている。

このため、オーストラリアの政策の方向性は、国際指標の動きに対応するということであり、各個人の助けをするというものではない。その結果、ここ5～6年のオーストラリア農業部門は業績を上げており、特に上位25%は目標値を上回る成果をあげていて、証券取引を行うよりも有利になっている。補助金がなく、国際競争力が高く、国際市場への参入が進んでいる、といったいろいろな要素が関係しているものと思われる。

こういった政策やプログラムを企画するとき、我々は地域に眼を向け、そのときに起こっている事実で調整する。例えば最近では、どうしても調整しなければならないものとして、砂糖産業、酪農産業に目を向けた。

(3) もうひとつ我々が力を入れているのは、世界の変化に対応できるように、各農業主に、情報や知識を提供することである。「情報や知識を提供する」とは、世の中の情報、知識をどうしたら入手できるかを教える、ということである。例えば、今の農場経営を改善して行くためには、どういう技術や方法があって、それを学ぶためには、どういった情報が必要なのか、といったことを教えるものである。

(4) 政府が農業分野で一番投資している地域は、農業全般にわたる研究開発である。この研究開発には、政府が部分的に資金を出しているもの、民間が部分的に資金を出しているもの、があるが、政府、民間とも、研究開発に優先順位をつけている。その結果、「より効果的」なもの、「より効率的」なものを作り上げていくと同時に、どの時点でその結果を活用できるかを考える。いろいろな意味で年間の成長性を改善するので、研究開発は重要である。

(5) 農業を発展させていくために特に作られているプログラムに「オーストラリア農業促進」(Agriculture Advancing Australia ; AAA) プログラムがある。この中では、いろいろなリスク管理に力をいれ、農場主にいろいろな課題についての取り組み方を教えている。中には、経営が成り立たなくなっている農場主もいるので、離農を進めたり、他のやり方を進めたりする。気候、環境の変化に対するプログラムも含まれている。

問3 現在オーストラリアでは大旱魃に悩まされていると聞いているが、旱魃対策としてどのようなことを行っているのか。

答 (1) 昔は旱魃も天災と考えられていたが、現在、連邦政府は、旱魃は、よくあることで、天災ではなく、農業主や産業にいる人達は、常に旱魃のような事態に用意周到であるべきである、と考えている。

旱魃のリスク管理については、非常に多くの調査研究がなされ、一般的に農林水産業者は、非常によく備えていると考えている。

(2) しかし、たまに、旱魃が非常に長期にわたり、悪影響も多く生じる場合もあるので、連邦政府は、そうしたときに限って支援を行っている。このときの支援は、「例外的な環境 (Exceptional Circumstances ; EC) における政策」という位置づけの下に行われ、短期的なもので、大々的に悪影響を受けている地域の農林水産業者の家族に支援する。

(3) その地域の農業主が支援を受けたいときには、その地域を管轄している州または準州の政府が、どの地域、どの産業といったことを明確にした上で、その人に替わって連邦政府に支援を要請する。支援を受けようとする地域は、EC の状況にある地域でなければならない、また、まれで、厳しく、長期的な状況下にあることを示す必要がある。「まれ」とは 20～25 年に一度しか起こらないもの、「長期」とは 12 ヶ月以上続いているもの、ということであり、さらに、他の構造的な調整、例えば製品の価格の値上がりや値下がりによって対応できるものではない、ということではない。

(4) 申請が行われると、連邦政府は、1 次的なアセスメントをしなければならない。アセスメントの結果、全ての条件に合致している場合には、すぐにその家族に何らかの形で収入支援が行われる。その後、農業諮問評議会があって、全体的なアセスメントが行われ、そのアセスメントの結果、EC であるという条件に該当している地域であることが確認された場合は、農業諮問評議会が大臣に提案し、大臣が、そういう地域になった、ということを発表する。

(5) 地域認定がされると、各農業主に対する所得支援、および／または、借入金の利息を軽減する措置、の 2 つの方法で支援が行われる。その際、農場以外での収入、農場以外の資産について、テストされる。

(6) 最近、全国的に、連邦政府及び各州の農業担当大臣、全国レベルの農業者連盟の代表者などが集まり、会議が開かれ、旱魃政策やプログラムが効果を表しているかどうかについて、話し合われた。その上で、農業主がいかに旱魃に対して備えるか、という問

題に直面している地域に支援しようということになった。

11 月にまた連邦政府及び各州の農業担当大臣が集まり、農業主がこういった措置を利用できるのか、について話し合うことになっている。これは、農業主が、出来る限り自立し、気候の変化に伴うリスクを管理できるように、ということが目的となっている。既に実行されているものに「農場主のモニタリングシステム」がある。これは、ウェブサイトでも見る事が出来るが、生産性をあげることができるかどうか、モニタリングするものである。

(7) もうひとつ改革されたことがある。

各州も連邦政府と支援策に関する同じ準則を持っていたのであるが、いろいろな政策、プログラムがあるので、EC 制度が作られる前は、農場主が混乱するということがあった。EC 制度によって全体的に見ることが出来るようになったので、支援策を整理することが出来るようになった。

ウェブサイトを見ると、いろいろな情報がでているので、見て欲しい。

(8) 旱魃の政策は、他の政策やプログラムと同じような取り組みをやっている。共通するのが、「リスクの管理」、「一般的にリスクと考えられるもの以外のものに対する活動」で、同時にそれに関する情報がどのように入手できるのか、というツールも用意されている。全国農業主モニタリングシステムもそのひとつである。

問 4 現在、世界的に「小さな政府」を目指しての取り組みが行われているが、このことについて、どう対応しているのか。

答 (1) 小さな政府への対応として、我々は、民間のサービス提供者を使うという方法をとっている。例えば、農業の管理や新しい技術について、政府の職員が指導ないし管理を行っていたが、すべて民間のサービス提供者に渡した。

(2) 政府が持っている分野については、政府が持っている資金は一般的な社会や地域に公平に利益やアウトカムを獲得するために使う、ということになった。例えば、天然資源の管理などの誰もが全体として利益を受けるものに使われる。そこには、事業者や個人とのパートナーシップも導入された。

オーストラリアの農場主の 40%が「Land Care」に入っている。これまでは全部政府に依存していたことから自立して、彼らの資源やエネルギーで地域に貢献する、という方向に変わってきている。

オーストラリアの有効土地の 70%は、農業主によって管理されている。政府はいろいろな規制を行っていたが、規制を減らして、エコ・サービス、水資源の品質向上といっ

たことに政府が支援するようになった。アウトカムに着目した支援で、個人の生産に対する支援ではなくなってきた。

(3) いろいろな変化にいかに対応するかということであるが、統計的にはどこの国も農業経営者の数は減ってきている。変化には、農場の規模、労働力、都市化とかいろいろな要素があるが、例えば、離農して土地を売る、違った人がそれを買うといったことは、市場の変化に伴って行われていく。資本の流れも世の中の流れに沿って行われており、いかに限られた資本を、向上した技術を導入するために使うか、が重要である。

(4) 地域に住んでいる人達が公平にサービスが受けられるように、通信、道路といったものも大事である。若い人達を地方にとどめておくのは、オーストラリアでも難しいことである。労働人口や人口分布の変化もあるし、若い人が都会に魅力を感じるということもある。これは、西洋の国が皆抱えている問題である。

なお、個人の所得支援は過度的なものである。

II 検疫・防疫業務におけるパートナーシップ

1 政府が行う業務についての原則

政府の管轄分野の原則は、公共部門を担当し、民間が利益を生むことが出来る分野についてはタッチしない、ということである。

政府が行う業務について、民間に委託することが可能な場合、競争が原則であるが、官と民、民と民が競争する場合、官だけの資金負担で行うのはよくない、とされている。それによって、政府の役割、責任のあり方、割合といったものが生まれてくる。

政府（連邦、州、地方公共団体）は、基本的には法律に責任を持っており、規制が多すぎない、そして少なすぎないよう心がけ、産業に不利にならない、公衆に負担をかけないということではなくてはならない。

市民には、法律が公平である、という期待がある。このため、規制が導入する前には、コンサルテーションが行われている。

2 検疫や防疫を民間と共同して行うことについて

もともと両業務は憲法上も連邦政府の業務とされていたが、1988年度（リンディ委員会）と1996年度（ナン委員会）の2回にわたって、レビューが行われた。

96年度のレビューでは、産業界も政府が行っていた機能にもっと参加すべきである、という見解が出され、次のような原則の基に、民間の機能も採用することとされた。

- ① 検疫や防疫の中でもリスクの低いものであること。
- ② 輸入製品も国内製品もレベルを同じにすること。

費用についても、連邦政府が 100%だったのが、政府が民間から徴収という形で、業界も負担することで業界＝民間の責任、役割が大きくなった。

リスクのレベルに応じた費用（＝責任）の分担割合（DAFF 資料）

	連邦・州政府	民間
カテゴリー 1	100%	0%
2	80%	20%
3	50%	50%
4	20%	80%

＊ カテゴリー 1 は、「未知の疾病」や「人間の健康に重大な影響をもたらす疾病」等が対象で、鳥インフルエンザや BSE は、カテゴリー 1 に該当する。

3 具体的な業務分担

(1) Australian Quarantine and Inspection Service (AQIS) の役割は、以前は実際に検査することであったが、民間機関とパートナーシップを組むようになってからは、民間で検証しうるものに関しては、保険システム、書類、システム全般を検証することへと変化し、検査に向けられていたエネルギーが品質保証システムの不十分な部分の検証、改善に向けられるようになった。

また、例えば、輸入化学肥料について、以前は船舶全体を公的機関が検査していたが、その製造業者、供給者といった取り扱い業者が証明書（民間機関でも可）を示すことで足りるようになり、公的機関の役割は、システム全般を監視することに移った。

なお、リスクが高く、民間では義務を果たすことが出来ない分野については、引き続き、政府側で全てを担当している。

(2) 政府の要綱では、責任を民間に転嫁するのではなく、同じ成果を違った方法で実現する、とされている。政府は、実際の検査を担当するわけではないが、書類を検証することによって、出てくる結果が違ったものにはならないように監視する。民間は、利益優先であることを忘れてはならない。

4 民間機関の責務

(1) 産業界とパートナーシップを組むためには、「公的機関が検査した場合と結果、目的が同じである」ことが不可欠で、輸入業者、輸出業者にも検査の責任を共有してもらう。関連する産業界は、リスク管理をきちんとやっていることをきちんと立証することが大事である。また、特に指定された産品については、問題があったときは、産業諮問委員会で検査のあり方等について検討することになっている。

輸出検査も同様に行っている。原則は同じで、公的機関は、関連業界と密接な連携をとりながら、輸出条件について目を光らせている。

検査で見つかるリスクについての補填方法は、品質保証システムの中に設ける。原産地にも、リスクに関する保証義務を残す。

(2) こうした責任を分担するため産業界は、あらかじめ、どれだけリスクを受け入れるか、どれだけのコストなら受け入れられるか、という均衡を考えることが大事である。規則を強制した場合には、産業界は自ずから守る範囲を定め、見つかるまでは不正に走りがちであるが、産業界自らが責任を持つこととした場合、より高い成果が期待できるようになる。

(3) ただし、民間も費用負担をするようになったことについて民間側には、

① 病気等が発生したとき、途中で予算が足りなくなったから公的機関の側は手を引く、と言われては、自分達が困る

② 会議などで、発言する場合には同じレベルに立つことができるし、対等の立場で表決に参加できるようになる

という理由もあったとのことであった。②はともかく、①については、日本では想像することすらできない事態であり、「文化の違い」を強く感じさせられた。

5 一般国民の関心

民間検査は、官と民とのパートナーシップによって、いろいろと良い成果も見られているが、パートナーシップによる実施は、一般国民の関心が高く、理解がないと難しい。政府にまかせておけばよい、ということになってしまいがちである。「共有される責任」がキャッチフレーズになっている。

第3節 リージョナル・パートナーシップ・プログラム

インタビュー日時 2006年10月24日13時30分～
相手 Gary Dolman 氏
General Manager
Regional Partnerships Branch, Regional Services,
Department of Transport and Regional Services ; DOTARS

＊ リージョナル・パートナーシップ・プログラム (Regional Partnership Program ; RPP) の概要については、この節の末を参照。

問1 「リージョン (Region)」の定義を教えてください。

答 (1) 2通りの意味がある。それで混乱も起きている。

RPP で言うリージョンは、例えば鉱山地帯だが技術者が足りない地域とか、人口が少ないが先住民が多いので産業を起こす必要がある地域というように、地域の特色や違い等ごとに色分けしたものひとつひとつのことである。どのような形で支援をすれば成長して行くか、経済的にグローバルな競争性のある企業が育つか、を見て行く。

農林業関係で例えて言えば、次のような特色をもった地域である。

- ① もともと森林業地帯であったが、伐採が激しく、切り尽されて今は伐採が禁止され、保護されている地域
- ② もともと酪農、タバコを生産していた地域。こうした地域は、従来は補助金で守られていたが、酪農は数年前に自由化されて補助金がなくなり、タバコも補助金がなくなつて、現在は芳しくない状況下にある。

(2) もうひとつのリージョンの意味であるが、例えば、ここにブリスベン (大都市・メトロポリタン) があり、その周辺にメトロポリタン近郊 (Outer Metropolitan) があり、この2つ以外のところがリージョンである。オーストラリアでは、人口の80%がメトロポリタンないしその近郊に住んでおり、残りの20%の人がリージョンに住んでいる。

リージョンの中でも、灌木地帯 (英語では砂漠や荒涼地を意味する「desert」という言葉が用いられているが、砂の砂漠ではない。)、または非常に遠隔地である地域は「リモート (Remote)」と呼ばれている。

このリモート地帯では、産業は、あっても肉牛農場 (日本の県域位の広さの広大な牧場に沢山の牛がいるが、人手はあまり必要ない。) くらいで、それ以外にはほとんどなく、人口はまばらで、しかも非常に乾燥した地域が大部分である。こういう地域は、いろいろ

な問題を抱えており、どのように、社会的、地域的なサービスを提供できるか、常に問題になる。産業界だけでなく、医療サービスは **Fling service**、教育サービスは通信教育中心といった特徴がある。

問2 リージョンは、このままでは何が問題で、何をする必要があって、**RPP** のようなプログラムが生まれたのか。

答 1999 年、こうした地域の人達が集まってサミットを行った。彼等は、自分達の地域においてどういったことが必要かという問題を認識し、発表し、どういう解決方法があるか、自主的に考え始めた。そういったことを実行するために、政府は、そういう地域とパートナーシップを組んで、共同で一緒に行っていこうということで、このサミットから提案されてできたのがこのプログラムである。

問3 そのとき、リージョンにどういった問題があって、国全体として何が困ったのか。

答 (1) いろいろな問題が錯綜して起きていた。医者がいらないということで困っている地域、農業が維持できなくなったので新しい産業を興したいという地域もあった。

一方では、グローバル化でいろいろな新しい技術が必要になってきているとか、グローバル化によって社会的な価値観も変わってきている、といった目に見えない圧力がかかってきていることがこのサミットで話し合われた。

「国土の均衡ある発展」ということは、オーストラリアでも、こうした地域のことを考えるときのキーワードである。この考えに基づいてサミットも行われ、サミットからいろいろな問題が上がってきて、それをどのようにするかを考えている。

(2) 特徴的なのは、問題が判別されて政府の方からこうなさいと言うのではなく、各地域、各コミュニティからそれぞれの長所、短所を挙げてもらい、長所を生かしてどういうことができるのか、何を発展させることができるのか、認識してもらったことである。

このプログラムの下に、56 の地域に地方諮問委員会 (**Area Consultative Committee ; ACC**) があり、ACC の方で、それぞれの地域ごとに重要になる地域的プランであるとか、州政府や地方自治体が関連できるプロジェクトを取りまとめる、という働きもした。同時に ACC では、各コミュニティで会議を開き、市民、住民の声を聞き、彼らは何を望んでいるかを把握した。したがって、地域住民の声を聞くのは、国の機関である ACC である。州政府や地方自治体が ACC に参加していれば、間接的に彼らも住民の声を聞くことになる。そして、地域の人とパートナーシップを組んでいろいろな作業を行う。

資金面では、連邦政府が 1 ドル出すと、地方自治体を含むその他が 3 ドル出す、という仕組みになっている。

問4 現在、取り組んでおられる条件不利な地域に対するプログラム、ないしプロジェクトについて教えていただきたい。

答 (1) 今行っている主なプログラムは、2つある。

1つ目が「RPP」で、私がマネージャーをしており、全国を対象にし、1年間の予算が8000万豪ドルである。

2つ目が「サステイナブル・リージョン・プログラム」である。一般的に不利な立場にあるような地域が対象になる。もともと8つの地域が対象になっていたが、最近2つの地域が新たに加えられた。年間予算は、1億2000万豪ドルである。

(2) 当 Division のプログラムには、2つの特徴的な背景がある。

1つは、オーストラリアの国土というのは、日本と違って平坦地が多い。中央は、灌木地帯で、雨量も少なく生産性は全くない厳しい状況下にある。こういう地域では、農業も集約化され、人手をそんなに必要とはせず、過疎化が進行している。また、農業などの産業を維持するのも難しくなっている。特に若い人達にとっては、こういう地域に留まるのは魅力的ではない、といったこともある。

2つ目は、小さな農村では過疎化が始まっているが、こうした小さな農村の人達がその周辺にある大きな農村地域に移動していることである。

(3) RPP が焦点を合わせているのは、次のような要素である。

① 小さくて、条件が不利な地域で、こういったところでは、産業が成長しない。

② 経済成長に伴う技術の成長がない、技術をもった労働者が足りないことで、そういう人達を育てる必要がある。例えば、鉱山業で、今ブームになっているのに技術を持った人がなかなか見つからないので、そういった技術を持つ人を訓練して育て、送りこむ必要がある。

③ 先住民に関して、人々、特に若い人達を、どういう風に地域に魅力を見つけてとどめさせるかである。先住民はこれまで常に不利な立場にあったので、若い人達は離れようとしており、訓練している。

問5 RPP を最初に考えたとき、どのような指標を達成できればこのプログラムは成功したと考えられるとしたのか。

答 我々も、業績インディケーターを持っている。例えば、このプロジェクトによってどれだけの仕事（職）が増えたか、その地域の経済がどれだけ成長したか（GDP がどれだけ増えたか）、国土の均衡ある発展の観点からその地域になかったサービスが向上したか、といった指標が入っている。

こういうものは測定方法が難しいが、例えば 5 万豪ドルを投入して、プロジェクトが終わった時点で 3 つくらいの仕事で作られている、次の年には 4 つになっている、といったようなことを見る。2 つだから不成功、5 つなら大成功といったような見方はしておらず、5 万豪ドル投入して、新しい仕事がこの程度できればいい、といった感じである。そんなに厳格に各地域ごとにみるわけではない。

問 6 RPP 内で、条件不利地域における農業、特に畜産関係に特化した事業はあるか。

答（１）RPP 内で農業や畜産に特化した事業はない。RPP は、自立した地域社会の実現を支援するオーストラリア政府主導のプログラムである。このプログラムの指針に沿っていれば、どんな事業でも利用可能である。以下は、このプログラムの 4 つの目的である。

- ① 経済的・社会的参加の機会をさらに多く提供することにより、地域の成長を促進すること
- ② 費用効率が高く、持続可能な方法で公共サービスをより利用しやすくすること。人口 5,000 人以下の地域を特に対象とする。
- ③ 地域社会が機会を特定・調査し、直接行動につながる戦略を立てるのを支援する企画立案を援助すること
- ④ 深刻な経済的・社会的・環境的变化にさらされた地域に対し、地域社会が構造調整を行う手助けをすること

（２）RPP は、事業を審査する際に、経済的あるいは社会的不利点をかなり考慮に入れている。事業パートナーからの出資が少ない場合、以下のような申請が検討される。

- ・ その事業が、平均所得が低いまたは遠隔地である小規模地域社会や条件不利地域に利益をもたらす。
- ・ その事業が、経済的衰退や自然災害（長期間の旱魃、山火事、大規模な水害、暴風雨被害など）に苦しむ地域に利益をもたらす。
- ・ 申請者が以下のような遠隔地地域の地方自治体である。
 - ア 地方税納付者の数が非常に少ない
 - イ 地域住民のほとんどが低所得者である
 - ウ 自治体が事業に現金を提供する

問 7 RPP のベストプラクティス、特に条件不利地域での農業や畜産関係の例はあるか。

答（１）問 6 で述べたように、RPP 内には農業や畜産に特化した事業はない。リージョナル・パートナーシップへの申請はすべて、プログラムの目的、評価基準、政府の政策とどの程度一致しているかによって査定される。

(2) リージョナル・パートナーシップの事業は、以下の基準で判断される。

- ・ 達成されるアウトカム
- ・ パートナーシップ資金の水準
- ・ 事業の実行可能性
- ・ 申請者の実行可能性
- ・ あらゆる競争上の優位性の限界
- ・ 地方政府によるあらゆるコストシフティングの限界

(3) 25 万豪ドル以上を必要とする事業、または事業や申請者に与える損害の危険性が高いと判断された事業は、事業計画を提出する必要がある、独立した外部による財政的実行可能性の審査の対象になることがある。以下の項目について検討される。

- ・ 所有、経営構造、財務記録
- ・ 事業計画、その事業の財務予測

問 8 RPP の事前評価、事後評価の概要を教えてください。

答 RPP は 3 つの段階で評価される。

＊ ステージ 1：事業実施審査 (review)

RPP の実施を評価するために、この段階では、申請書類と申請者・地方諮問委員会 (ACC)・地方事務局スタッフについての調査から、業績 (performance) 情報を収集して分析した。この審査は事業が実施されてから 12~18 カ月後に行われ、省の行政手続きや情報公開の効果に重点を置いた。

＊ ステージ 2：中間審査 (review)

この段階は RPP が実施されてから 2 年半後に直接の成果 (immediate outcome) を評価するために実施され、各事業から業績 (performance) 情報を収集した。その情報は、申請書類、「資金供給合意 (Funding Agreements)」の業績報告日程、RPP への満足度を計るための地域調査に基づいていた。中間報告は、RPP の業績と影響についての指標となる情報を提供することを目的としていた。

＊ ステージ 3：最終評価

この段階は独自評価で、3 年ごとに相談役 (consultant) によって実施される。リージョナル・パートナーシップの評価過程は、現在、このステージの初期段階にある。このステージ 3 の評価は、ステージ 1 とステージ 2 での発見事項や業績情報も、付加的な調査や面接も利用する。それは、提示された目標に対する RPP の全面的影響を独立して限定し、数値で表すためである。この評価を通して、本省は政府にこのプログ

ラムが地方の経済発展に取り組む際に有効であるということを伝えようとしている。

問 9 リージョナル・パートナーシップは、現在、評価過程において第 3 ステージの初期段階にあるとのことであるが、これからどうなるのか。

答 (1) ステージ 1 と 2 からの反省点として大きなものがあり、それを改善した。

その 1 つ目は、コミュニティの方から、プロジェクトを申請してもアセスメントに時間がかかりすぎて、なかなかことがはかどらない、ということだったので、アセスメントのプロセスの迅速化を図った。

2 つ目は、4 つの優先順位に関して、その地域の経済を改善させるといった優先順位をきちんと考えるようにした。

3 つ目は、3 大臣が協議して資金支援の是非などを決めることに一貫性を持たせるようにした。

(2) ステージ 2 の段階でアンケート調査を行った。その結果、82%の人がプロジェクトが最初に意図していたこと以上のものが獲得された、と答え、85%の人がリージョンの方に肯定的な、将来を約束できるような結果をもたらした、という回答をしている。

問 10 RPP は、これまでのところ、順調にアウトカムを達成しつつある、と考えてよいか。

答 そのとおりで、コミュニティにアウトカムをもたらし、成功していると自負している。

同時に政治的な焦点、注目度というものもあり、上院で厳しい質問をされたが、特に野党の方から「政治的な偏見があつて、56 の地域の中でどこかに偏っているのではないか」という質問があつた。結局、そういうことは全くないということになったが、野党がそういったことを質問したので、政治的に注目をあびた。

問 11 RPP が実施される際、連邦政府、連邦政府の地域事務局、州政府、地方自治体のそれぞれの役割はどうなっているのか。

答 (1) RPP は、オーストラリア (連邦) 政府の事業であつて、DOTARS が運営しているものである。

(2) 州政府や地方自治体は、RPP の実施や管理には関与していない。州政府はリージョナル・パートナーシップ資金を申請する資格がないが、事業に対してパートナーシップ・サポートを提供することがある。地方自治体は、自らが全責任を負う事業に対して使われる場合を除き、リージョナル・パートナーシップ資金を申請する資格がある。

(3) DOTARS の中央事務局および地域事務局の役割は、次のとおりである。

＊ 閣僚委員会

プログラムの責任は、RPP の閣僚委員会が担っている。この委員会がどの提案に資金を提供するかを決定する。閣僚委員会は、現在、以下のように構成されている。

- ・ DOTARS 大臣
- ・ Minister for Territories, Local Government and Roads
- ・ Special Minister of State

この委員会は、各申請を以下に基づいて考慮する。

- ・ その事業がプログラム評価基準と一致するかについての DOTARS の助言
- ・ 地方での優先事項に関する ACC からの助言
- ・ 地域社会が直面している地域の実情

＊ DOTARS ・ 中央事務局

DOTARS の中央事務局は、以下の責任を負う。

- ・ プログラムの政策に関して、閣僚委員会に助言や忠告をする
- ・ 評価基準を用いて事業の評価を行う
- ・ 閣僚委員会に提言を行う
- ・ プログラムの資金や実行を管理する

＊ DOTARS ・ 地方事務局

本省には、以下の責任を負う 11 カ所の地方事務局がある。

- ・ 事業実施を援助する助言を提供するなどの支援を ACC と連携して行う
- ・ 事業の評価を支援する必要がある中央事務局へ、地方レベルの助言を提供する
- ・ (資金受給) 合格者と資金についての交渉を行う
- ・ 資金協定の順守を監視する
- ・ 目標達成を完了した事業への支払いを行う
- ・ 事業が適切に実施されているか、オーストラリア政府の資金が適切に使用されているかを確認する
- ・ 事業アウトカムを評価する

＊ 地方諮問委員会 (ACC)

連邦政府は、56 カ所の ACC に資金を供給している。ACC は、非営利かつ地域密着型組織であり、以下の責任を負うほか、閣僚委員会に各地方の申請すべてに関する助言を行っている。

- ・ 申請者が自分の申請が資金提供に適しているかどうかを判断する手助けをする

- ・ 申請者が事業を構築する手助けをする
- ・ 申請者が事業に関して幅広い地域支援や事業支援を得られ、事業を援助できる可能性のあるパートナーや組織を特定する手助けをする
- ・ 申請と提出手続きについて説明し、手助けをする

問 12 ACC は、事務所があって、職員が常駐している組織であると考えていいか。

答 そのとおりで、事務所と車を連邦政府が用意している。事務所には 2～3 人の職員がいて、そのうちの 1 人が役員になり、あとの 2 人は、例えばプロジェクトオフィサーと事務担当という形である。これらの人が日常的な事務を行うわけであるが、それぞれの ACC には役員会があり、これは全てボランティアで行われ、その議長は DOTARS 大臣が任命し、さらに議長が適切な人を役員に任命する。適切な人とは、職業訓練学校の人とか、ビジネス業界からの代表者、地方自治体からの代表者、といった人達である。

問 13 ボランティアということだが、彼等は無給なのか。

問 全く無報酬である。なぜ無報酬かと言えば、彼らは、各地域、特に自分達の出身地などについて、何かの形で変化をもたらしたい、という気持ちが強いからである。北方準州では、当該準州政府の次官をしていた人が、定年退職後、自分の地域に恩返ししたいということで、議長になっている。また他の地域では、非常に優秀なビジネスマンだった人が、定年退職後、自分のコミュニティにお返ししたいということで役員になっている。

彼らがどういうことで動機付けられるか、というと、大臣任命の議長は、非常に光栄なことと感じるし、役員として活動して例えば政府から資金の交付を受けることができれば、地域に貢献したという満足感を得ることができるからである。

このようにリージョンでは、各コミュニティのリーダーが何か発言しない限り、政府の目はそっちを向いてくれない。したがって ACC は、地域の活動を手助けするだけでなく、地域のニーズや何をやりたいかを把握し、それを中央に伝えるパイプ役として大事な機能を果たしている、ということができる。

問 14 ACC からの情報は、直接 DOTARS に来るのか。

答 そのとおりである。プロジェクトの形になってこちらに届く。

例えば、この地域には医者が必要であるというプロジェクトとして、あるいは、公民館が必要である、新しい産業を興す必要がある、というようなプロジェクトとなって届く。したがって、各 ACC は、それぞれの地域が抱えている問題を認識するだけでなく、それにどのように対応したらいいかというプロジェクトにして、こちらに届けてくる。

問 15 それを受けて DOTARS は、アドバイスをしたり、訓練したり、ということをして、資金が足りないときに資金援助をする、ということか。

答 (1) 各コミュニティからプロジェクトが届けられたとき、DOTARS から直ちに直接資金提供するというのではなく、各コミュニティでプロジェクトを作ったとき、どのようにプロジェクトを実施するか、というところまで彼等はプロジェクトの中に入れてくるので、実際にそれで資金が必要なときに始めて、ACC が、例えば中小企業でこうした資金を公募しているとか、地方自治体のこういう資金があるということを教えて、地域の方で申請する手助けをする。DOTARS と ACC は、プロジェクトがいかに重要であるかを考えて、それを見出し、実際に DOTARS の方から資金を出すかどうかは、問 11 (3) で述べた閣僚委員会が協議して決める。

資金量は、DOTARS と ACC が要求額について、どんな人がプロジェクトに参加するのか、地域の方や州政府ではどのくらい出すのか、等のアセスメントをする。プロジェクトは 3000 豪ドルくらいから数百万豪ドルまでである。

(2) したがってパートナーシップという意味は、資金繰りの話と、お互いにどのような形で共同作業ができるか、DOTARS の立場から言えばどういう風に支援できるか、ということである。コミュニティの方で何らかの形で資金や作業を負担しない限り、プロジェクトとしてうまくいかないし、動機付けもない。したがって、このプロジェクトを申請するコミュニティも、必ず資金負担をしなければならない。小さなコミュニティの場合は資金を持っていないので、家でケーキを焼いて資金を稼ぐというようなこともある。

問 16 もし事業の実施中に（パートナーの過失にせよ故意にせよ）事故が起こった場合、責任分担はどのようにするのか。

答 (1) リージョナル・パートナーシップの事業実施中に事故や損傷などが発生した場合、オーストラリア政府を確実に保護するため、「資金供給協定」には、資金受給者が以下を満たしていなければならないと定めている。

- ・ 法律によって定められている、労災保険への加入
- ・ 1 千万ドルまでを保証する賠償責任保険への加入
- ・ リージョナル・パートナーシップの資金で購入した資産すべてに対する再取得価額全額を補償する保険への加入

(2) さらに、「資金供給協定」は資金受給者が以下に従わなければならないと定めている。

- ・ 関連した法律
- ・ 各連邦・州・準州・地方自治体による、関連するすべての法律、条例、規則、必要

条件の条項

- ・ DOTARS から文書で資金受給者に通知されたすべての政策

(3) 万一、資金受給者が不注意で「資金供給協定」の条件に違反した場合には、「資金供給協定」の条項に従って可能な範囲の断固たる措置を採る前に、DOTARS は問題に対して前向きな結果がもたらされるように交渉するよう努める。

(4) また万一、資金受給者が故意に「資金供給協定」の条件に違反した場合には、協定の条項に従って資金提供の取り消しや可能な限りの法的措置という結果に直面する可能性がある。

問 17 RPP については I T 化が進んでいるようだが、どのように I T 化されているのか。

答 2003 年に導入されてから、プロジェクトの開発段階を除き、申請書の作成から提出、アセスメントの実施、決定の通告、資金給付の契約、決算報告等を全て I T で行っている。

メリットは、全ての記録が残ることと、手順が非常にスムーズになったことである。

デメリットは、申請の手続きが難しくなったことで、これは、現在、簡素化に向けて改善中である。また、報告書が完全でないという問題もあったが、これも、今、改善中である。

問 18 アセスメントの段階の I T 化は、どういうことをしたのか。

答 例えば、ACC がアセスメントをして、そのコメントを全て I T を使って提出する。

我々は、それを読むことが出来るが、同時に、この Division にプログラムを評価する人がいて、彼等は 7 つの条件と見合わせてアセスメントをする。このとき、I T を使うことによって、自動的にこの条件に関する質問が出て、それに見合った答を作成している間に、もうひとつのソフトがあって、プログラム化された重要な部分を引き抜いて、大臣への報告書を作成する。契約の方には、申請書の中にある予算の詳細とか、重要な部分が契約書の中に自動的に入るようになっている。

問 19 I T によるアセスメントで、プロジェクトの承認などを決定するのに十分な情報が得られているのか。

答 決定するために必要な情報は、全てプロジェクトの申請書の中に入っている。大臣の決定を待って、資金繰りの承認も入れることになる。承認に際して、大臣から条件がつくこともあるし、資金繰りが全額ではないこともある。

問 20 今後、この IT システムを改善する見通しはあるか。

答 このシステムを使ってもっと容易にアセスメントができるようにすることが必要と思っている。また、資金を供給する契約書の管理をする人達に、様々な書類の受け取り期限を通告するシステムも考えている。

問 21 RPP によって、今後、リージョンがどのようなことを期待しているのか。

答 リージョンにおいて、大きな経済の力が働く、人口がどんどん高齢化していく、といったことに対して、我々は、それほど大きな力を持ってはいない。RPP を使って、これまでなかったサービスを提供する、今まで見つけられなかった機会・チャンスをどんどん作って行く、といったことによって、今住んでいる人達がリージョンを離れないように、その人達をリージョンに維持して行くように、そして最も望むところは、新しい人達がリージョンに魅力を感じるようにしていく、ということが頭にある。

問 22 そういうことに対して、都会の住民は理解しているのか。

答 理解していると思う。

オーストラリアの多くの人は、国民全体が平等で、公平でなければならないという立場であり、機会は公平に与えられるべき、と信じている。それが、オーストラリアの文化である。したがって、不利な立場にいる人達、あるいは不利な地域にいる人達には、不利を改善して公平にするべき、というのが一般的な国民の考え方である。

今は、アメリカの文化のようなものに感化されがちであるが、一番底辺にはそうしたオーストラリアの考え方があるように思う。特に今早魃で、政府の方も手助けしようとしているし、マスコミもそう報道している。だから、そういった昔風のオーストラリア流の価値観が高まってきていると思う。

(参考資料)

リージョナル・パートナーシップ・プログラムについて

1 リージョナル・パートナーシップとは

リージョナル・パートナーシップは、コミュニティー、政府および民間部門とのパートナーシップの下で、独立独行のコミュニティーおよび地域の発展を促進するために活動することを目指したオーストラリアの政府公認のプログラムである。このアプローチは、オーストラリア政府の基本方針である「オーストラリアの地域を発展させるためのフレームワーク：もっと逞しい地域、もっと逞しいオーストラリア」と一致し、地域発展への、オーストラリア政府のアプローチを実現するためのものである。コミュニティーが、地域発展プロジェクトのための資金を政府に仰ぐことを容易にする、現場支援策である。

2 助成事項

次のようなプロジェクトであって、新しい手法によるもの、ないし従来の不満足な手法を大幅に改善するものに対し、助成が行われる。

- ・ コミュニティーにおける経済・社会的な参加の機会を強め、より大きなものとするプロジェクトであって、助成することによって「成長と機会が強められるもの」
- ・ 費用効果的で持続可能である方法でコミュニティーがサービスにアクセスすることをサポートするプロジェクトであって、助成することによって「サービスへのアクセスが改善されるもの」。オーストラリアの地域の中で、5,000 人未満の人口の地域にプライオリティが与えられる。
- ・ 行動のための機会をつきとめて拡大し、その戦略を進展させるコミュニティーを支援するプロジェクトであって、助成することによってその「企画を支援するもの」
- ・ 特に認定されたコミュニティーや地域において大きな経済的、社会的、あるいは環境的な変更を調整するプロジェクトであって、助成することによってその「構造調整を支援するもの」

3 助成対象者等

州法あるいは連邦法による登録公益事業体で、オーストラリア・ビジネスナンバー (ABN)あるいはオーストラリア・カンパニーナンバー (ACN)を持っているもの。個人や営利団体は除かれる。

例えば、次のような団体である。

- ・ 非営利機関

- ・ 地方自治体
- ・ コミュニティー委員会(現地の委員会)
- ・ 協同組合
- ・ 社団法人
- ・ 公認慈善団体
- ・ 非営利民間部門

4 申請時期

2003年7月1日以降、いつでも、「連邦・運輸地域サービス省(Department of Transport and Regional Services ; DOTARS)」に対し、持ち込みないしIT経由で申し込みをすることができる。DOTARSには、12の支局があり、持ち込み申請書の受付や申請者の相談に応じている。

なお、承認事務は全てIT化され、申請者は、いつでも、今自分の申請がどうなっているのかITを通じて把握することができる。

5 1件あたりの金額

基本的には25万豪ドル以下。

これ以上必要な場合は、より高いレベルの調査が行われた上で承認される。

なお、オーストラリア政府は、2004/05～2007/08の4年間で約3億800万豪ドルの予算措置を講じている。

6 事例（農業関係）

① ニューサウスウエスト合併事業；

さとうきびによるコージェネレーション発電（支援額 \$11,880）

場所：コンドン、ニュー・サウス・ウェールズ州

機関：ニュー・サウス・ウェールズ製糖協同組合

事業内容：

ニュー・サウス・ウェールズ精糖協同組合が建設する、更新可能な燃料と更新不可能な燃料の2つの組み合わせによる新電力プラントの発電所2か所について支援。この新電力プラントは、オーストラリアに置ける最大級の更新可能なコージェネレーション発電供給者となり、オーストラリアの温室効果に関する義務に実質的に貢献することが期待される。

② 降雪山岳地帯における酪農の拡大（支援額 \$220,000）

場所：コリヨン、ビクトリア州

機関：株式会社パーフェクション乳製品製造所と被支配事業体

事業内容：

株式会社パーフェクション乳製品製造所は、この事業に 2 段階に分けて 140 万豪ドルを投資。コリヨンとその周辺の減退を止め、発展可能で活気のある状態を保つために不可欠である。予想される直接のアウトカムは、最大 11 人の継続的雇用状態（うち 9 人は正規職員）を生み出すこと、乗数効果の導入により地域経済に 280 万豪ドル（最少予測）をもたらすことである。

③ オーストラリア柑橘類産業のための無菌繁殖用材料源の開発（支援額 \$ 618,200）

場所：ダレトン、ニュー・サウス・ウェールズ州

機関：社団法人オーストラリア柑橘類繁殖組合

事業内容：

オーストラリア柑橘類産業にとって重大なアウトカムは、この産業での世界最高基準で運営できる最先端の柑橘類繁殖手段を発展させること、高需要品種の繁殖用材料をさらに多く供給すること、種木の種と budwood に対する物理的・生物学的安全保護の管理をさらに強化すること、運営コストを減らし効率性を高めることで長期的に見て消費者が負担する費用を削減すること、である。

第4節 インダストリー・パートナーシップ・プログラム

インタビュー日時 2006年10月24日午前10時～

相手 Alain Samarcq 氏

Senior Policy Officer ; Industry Partnerships

Department of Agriculture, Fisheries and Forestry ; DAFF

- * 当初、担当課長の Vicky Manson 氏にインタビューする予定だったが、旱魃対策関係での急用が発生し、急遽 Alain Samarcq 氏と交代になった。
- * インダストリー・パートナーシップ・プログラム (Industry Partnership Program ; IPP) の概要については、この節の末の参考資料参照。

問1 現在「ルーラル (Rural)」と呼ばれている地域では、どんな問題がおきていて、それをどのように解決しようとして IPP ができたのか。

答 (1) ルーラル地域は、現在、いろいろな意味で進化している。存続して行くためには、生じているいろいろな圧力や問題を解決しなければならない、という状況である。

大きな問題は3つある。

1つ目は、今顕著な問題で、グローバルな気候変化によって起きているいろいろな変化、特に旱魃である。

2つ目は、世界規模で起きている「競争性」の問題である。「競争性」の問題には、国内、国際の両面がある。

3つ目は、農場従事者の管理人、責任者となる人達の高齢化である。ほとんどが55歳以上になってきている。

(2) 旱魃は、建国以来、25年に一度の割合で来ると予想されている。歴史的にもそうだったが、最近は、より頻繁に起こっており、期間も長くなってきている。農場主、特に高齢化してきている農場主達は、頭が固いので、伝統的な旱魃対応の仕方しかできない人が多いが、そのやり方では、今の旱魃には対応しきれない。彼らに、新しいメッセージ (競争性への対応) と併せて、新たな旱魃対応策をどう伝えて行くかが問題になってきている。

(3) IPPは、比較的新しい政府の取り組みである。

これまでの支援は、例えば、農業従事者をトレーニングするとか、農場の管理方法を指導するとか、創業に当たってアドバイスをするとか、伝統的に個人レベルの支援であ

った。これはもちろん成功していた。しかし、我々は、農業関係の業界（インダストリー；Industry）とともにより幅広く国レベルで活動すれば、もっと効果的に政府投資（government investment）を活用できるということを発見した。そこで、政府から資金が出ているのだから、できるかぎり全国レベルでもっと大きい対象者に向けようではないか、ということになって、新しいプログラム（IPP）ができた。オーストラリアの農業関係のインダストリーは、小さく細分化され、各々の独立性が高いというところに特徴があったが、グループ化して、パートナーシップを組むことによって、個人レベルというよりは業界というものを対象としてもっと効果を上げよう、ということになった。

問2 どうしてIPPのようなやり方が効果的と判断したのか。

答（1）プログラムはやっと2年目に入ったところであり、このような初期段階で評価を行うことは非常に難しい。インダストリーの長期的な改善は短期間では測定できない。

（2）パートナーシップを導入して、全国レベルでプログラムを展開しようとして、我々は、インダストリーが問題を十分に認識していないこと、またはそれらの問題が何なのか、それらが実際にどのようにインダストリーに影響を与えているのか、を十分に理解していないという問題を抱えていることを発見した。また、インダストリーが政府を頼ってくる場合、インダストリーは政府もコントロールできないような問題を抱えていたり、インダストリー自体を変えられる能力（capacity）がなかったりすることが多い、ということが分かった。

つまり、我々がまず試みるべきことは、インダストリーが実施環境について認識して理解する能力を改善し、そしてそこから、それらの問題に取り組むために必要な能力とは何かを理解するためにインダストリーの能力を高めること、なのである。

（3）インダストリーが影響を与えることができる／できないという認識に関しては、我々は、インダストリー自身にインダストリー全体として問題に優先順位をつけてもらい、インダストリーが行動方針（pathway）または行動計画（action plan）を作る支援をする。そうすれば、そのインダストリーが実際にある特定の問題に取り組む努力をするからである。例えば、市場にどのように介入していいか分からない、ということに対しては、これは産業界が全体的に不変的で動いていないところから生じているので、政府は、それが判別した時点で、サプライチェーンを業界に紹介し、それを統合的に使うことによって介入が出来るようにする。

（4）そのほかに重要なことは、我々はプログラムを実際のプログラムとしてではなく、過程または取り組み方法（approach）として扱っているということである。我々はイン

ダストリーに資金を提供するのではなく、活動が行われるための支援をしている。しかし、実際に必要かどうかを調べて、特定の活動（action）に資金が必要な場合には、助成金（grants）を提供する仕組み（facility）は用意している。

（５） 良い例として、オーストラリアの熱帯果実類インダストリー（tropical fruit industries）の事例がある。

熱帯果実類のインダストリーは、バナナやマンゴーといった比較的大きいものの他に、ランブータンやライチなどのアジア産果物を栽培する 11～12 の小規模なものがあった。インダストリーの多くは類似したプレッシャーに直面しているが、これまで連携して対応しようとはせず、ある特定の問題に取り組むために、議会や政府に対しそれぞれ単独でロビー活動を行っていた。プログラムにおいては、全体としてその問題に取り組むよう、その部門の 11 のインダストリーを集結させた。それは非常に効果的だった。

今では、その過程からは手を引いて、バイオセキュリティやマーケティングなどのある特定の問題に取り組むために、その 11 のインダストリーは協力している。すなわち。こうしたやり方には、明確な利益があると我々は報告できる。

問３ 政府が目指す方向に進むようにインダストリーを指導するが、それで足りない部分を IPP で資金を出して支援するというのか。

答（１） それは違う。

実際には、ある特定の問題や課題について、インダストリーが政府を頼ってきたらインダストリーを支援するというのが我々の対応である。つまり、これはインダストリー主導の活動（industry-led/driven action）である。我々は、資源、技術、より幅広い援助などでインダストリーに支援を行う。我々は援助を行い、インダストリーがそれらの問題に前向きに取り組み、決定を下すための契機（momentum）を与える。これは重要なことである。

（２） もう一つ重要なことは、我々は物事が起こってから反応するというよりは、先を見越した（proactive）状態であろうとしていることである。旧来の政府支援は、インダストリーが危機に陥ったときに援助を行った。しかし、我々がもし初期介入・早期支援を行うことができるならば、問題の規模は縮小・軽減されるだろう。それは、インダストリーが自力で取り組む能力が改善されているからできることである。

問４ 政府が持っているインダストリーに対するビジョンと、インダストリー自体が持っているビジョンが合致しない場合はどうするのか。

答（１）もちろん異なる二者（政府とインダストリー）なのだから、違った見解を持つこともある。インダストリーによっては、特定の課題とは何かということに関して異なる見解を持つところもある。つまり、それが問題とは何かを数値化するための過程の始まりである。何が特定の問題なのかについて見解の一致点を見出すために、政府とインダストリーが集結する。それは過程の重要部分である。

（２）それに加えて、IPP は全国栽培者協会（National Grower Organisation）などの生産者分野のインダストリー機構（industry institution）と連携する。また、我々は従来のインダストリー機構以外のインダストリーから追加のメンバーを取り込もうとする。それは、オーストラリアのインダストリー機構は実際のインダストリーの 20～40% を代表しているにすぎないからである。つまり、機構に加盟しておらず、インダストリー組織や機構と見解を異にする多くのインダストリーがあるということである。だから我々は、これらの異なる見解も過程に取り入れる。そうすれば、どんな見解の相違があるのかを認識するために、さらに統合された現実的な見解を得ることができる。

問 5 IPP は、三年間の予算になっていると聞いているが、いつまで継続するのか。

答（１）我々はちょうど IPP の中期レビュー（midterm review）を終えたところである。IPP が実際にある特定のニーズを満たしているか、特定の変化に対応しているかなどを確かめるために再検討を行った。いずれ、公式レビューもされ、もしこれが成功となれば、さらなる支援を我々は求める。我々が判断するのは、短期的（今後 3～5 年間）アウトカムと長期的（今後 5～10 年間）アウトカムで、期間はインダストリーによって異なる。

この中期レビューでは、改善する必要のある特定の分野を見つけ出し、それらの特定の問題を検討し、どのようにその問題を解決するかを考察した。しかし、将来的に何をするかという予測の点では、現時点では我々は YES や NO を言うことはできない。

（２）一方で、プログラムの開発の際にアウトカム・ヒエラルキー（outcome hierarchy）も作成し、我々が今行っているような初期の活動（activity）をもとに、一連の推測を行っている。その推測とは、短期／長期アウトカムがインダストリーの持続可能性（sustainability）や収益性（profitability）を向上させるという包括的目標となるかということである。これは、我々の長期的な目標（objective）はインダストリーの持続可能性や収益性を高めることで、このアウトカムを短期間で達成する最善の方法は IPP であるということを図式的に示そうとしている一つの方法である。IPP は実際に、環境を改善・増進し、インダストリーを参加させ、我々は主要な活動に対する支援を行っている。これによって、インダストリーが主導権を持って、回復力や信用を改善する方法を取得し、そして包括的な目標を達成するという結果になると我々は考えている。

(3) もう一つ重要なことは、これは過程なので、必要とされる重要な対策を講じた後、インダストリーは復習し、自分たちに再度目を向け、再び同じことができるかと理解することである。なぜなら、問題は連続サイクルであることがしばしばだからである。それによって、インダストリーに、なぜ我々がインダストリーのためだけに行わないのかを理解してもらうことになる。成功しているインダストリーはこれを行っているが、我々が協力しているインダストリーの多くは現時点ではこの方法を知らないで、我々はそのようなインダストリーにこれを学んでもらおうとしている。つまり、これはプログラムの前提 (assumption) やアウトカム・ヒエラルキーを示すのに良い方法になっている。

問6 このプログラムが成功かどうかを示す指標 (indicator) を設定したと思うが、どういった指標を作ったのか。

答 短期的・長期的に成功かどうかを計測する指標に関しては、我々は実施状況についての認識度と理解度に関するインダストリーの能力 (capacity) を測定する。具体的には、インダストリーは実際に問題に取り組むための行動がとれるという自信を向上させたか、インダストリー内での関係をより良くしたか、などである。したがって、今後数年間で我々が測定できるものもあり、それは、信頼の回復や持続可能性の向上をもたらすインダストリーの能力に関するものである。これらは全般的な業績指標 (general performance indicators) であり、我々がインダストリーやプログラムを評価するためのものである。

問7 指標は数値で表しているのか。

答 我々は実際にまだ評価を行っていないので、はっきりとしたことは言えないが、順位付け (ranking) やフレームワークを使うというのも可能性の一つだろう。もし我々がパートナーシップ関係にある個々のインダストリーを評価するとしたら、業績指標を活用し、各農場に対して点数 (score) を与えて順位付け (ranking) を行うだろう。しかし、現時点で我々は、評価のはっきりとした方法を決定していない。

数値指標は、プログラムが作成された際に設定される。

問8 IPPの要素は何か。

答 IPPは3つの要素から成る。

一つ目は、「実績の評価と方向性の設定 (Taking Stock and Setting Directions)」で、政府とインダストリーが協力して、これまでの実績や問題点などを評価し、インダストリーが活動を行うための「行動方針 (pathway)」を定める過程のことである。

二つ目は、「アクション・パートナーシップ (Action Partnerships to Advance Success)」で、助成金提供プログラム (grant funding program)、すなわちインダストリーに資金を与え、ある特定の活動を行うというものである。その活動は、行動方針に基づき、インダストリーが実施するのに十分な技術や資源を持っているかどうかを立証できる活動である。計画が進むと、インダストリーに弾みをつけるための資金が必要となり、初期の資金支援が必要になる。それはインダストリーが実施開始のための牽引力を得るためである。我々は計画すべてに資金を提供するわけではなく、12 カ月間のみで、特定の要素 (スタート資金) に対してのみである。

三つ目の要素は、能力開発 (Industry Capacity Building Initiatives) で、このイニシアチブは、農業、漁業、林業に携わる女性、若者、先住民族の人々を対象としている。

問 9 資金額には、基準があるのか。

答 現時点では、最高額 350,000 豪ドルである。パートナーシップ・アプローチを採っているインダストリーは、財政や現金、プログラムを実施する時間に関する資料などを提供しなければならない。

問 10 助成金受給の条件は、あるのか。

答 (1) 具体的な金額は明示してはいない。なぜなら、我々が連携しているインダストリーやインダストリー組織はあまり資源がないことが多いからである。我々は、大規模なインダストリーを相手にしているとは限らず、能力や財政的資源を欠く小規模なインダストリーにも対応している。我々は、そのようなインダストリーに所得支援 (income support) やプロジェクトのアウトカムに基づいて行動する約束 (commitment) を提供するように要請している。つまり、インダストリーが約束する必要性はあるが、我々の方からは約束を要求することはできない。なぜなら、約束を強要することで、我々が本当に支援したいインダストリーがしり込みし、排除することになってしまうからである。

(2) また、資金は短期的なものである一方、実際の活動や行動方針に基づく計画 (pathway plan) は何年にもわたることがあるが、我々の資金は、プロジェクトを開始させるための起業資金で、最初の 12 カ月のみのものである。

問 11 畜産関係のベストプラクティスを教えていただきたい。

答 (1) よい事例はたくさんあるが、畜産関係の成功した例の一つに、牛 (cattle) の遺伝学 (genetics) に関するインダストリーに非常に小規模の支援を行っているものがある。

我々は、現在、遺伝学インダストリー全体を視野に入れ、すべての遺伝学インダストリーを集結させることができるかを検討している。現段階では、さまざまな遺伝学インダストリーが、遺伝子の輸出などそれぞれが様々な異なることを行っており、私の知る限りでは、牛の遺伝学をまとめて代表する団体は存在しない。将来性があり、海外にもチャンスがたくさんあるインダストリーなので、我々が支援を行い、インダストリーが集結するよう初期段階の援助を行いたいと思っている。そのことで、インダストリーが将来的にさらに成長を遂げるよう希望している。

(2) 小規模だが将来性が高いインダストリーとして、有機 (organic) インダストリーがある。これは世界規模で台頭してきている市場分野で、オーストラリア人は参入するのに高い可能性があると考えている。歴史的に見るとイデオロギー的インダストリーだったが、近年ではより専門化、商業化されてきている。しかし、インダストリー内には、好機を生かすための結束性や協力関係はない。そこで我々は、有機インダストリー (肉牛、畜産、穀類、園芸など) が団結して、一つのグループとなるような機会を提供する。それによって、海外でチャンスを生かすことができると同時に、国内の有機インダストリーを確立することができる。これは(1)の事例と同様、建設的な措置であると思う。

問 12 IPP における政府の役割を教えてください。

答 (1) おそらく我々は、二つの異なるレベルで話をしている。ある問題や課題に取り組むための個々の政策に関して、政府が特定の計画や見解、態度を持つというのはオーストラリアでも同じである。見解の一致点を見出すために、我々はさまざまな政府エージェンシーと連携し、それを議会で議論・承認してもらうという過程を経る。

(2) このパートナーシップというやり方は、それより 1 レベル下のものだと思う。インダストリーの問題に政府とインダストリーが協力して取り組むというものである。

我々は、まず、インダストリーとどのように連携するかや、インダストリーは何を必要があるのか、等に関する政府の計画ややり方を見極めるという過程を経る。

(3) 次の段階では、インダストリーが取り組むべき課題がある場合、それを解決するひとつのアプローチ (approach ; 取り組み方法) として IPP を選択する。

IPP の手法は、インダストリーが自力で問題を認識することが軸になっており、我々は、まず、問題の所在について明らかにする。

将来的にインダストリーが政府に頼ってきて「これが問題である。政府が解決しなければならない」と言われることは避けたいので、我々は問題が将来引き起こすかもしれないことや事態をインダストリーに示すとともに、我々が早期に介入し、インダストリ

一自体に行動計画を作成させる。これはインダストリー主導の活動で、変化を起こすために対策を講じるのはインダストリー次第ということを意味している。我々はインダストリーを支援することはできるが、主導的立場ではない。しかし、責任は分担する。

問 13 IPP を国民に認めてもらうために、政府はどんな努力をしているか。

答 公的にも民間（private）にも利益がある、というのが我々が採る方法である。政府が介入する際の旧来の理由としては、市場の失敗（market failure）がある場合である。しかし、我々が目指しているのは市場の失敗を防ぐ、またはその規模を小さくすることである。予算の規模からすると、我々が行っている支援は小さい。その根拠は、我々は最小限の支援で早期介入し、効率的に問題に対処したいからである。

その例として、昨年の野菜インダストリーの件がある。

多くの製造加工業者が外国から生産物を調達すると決定したため、このインダストリーの特定の部門は多大な影響を受けた。その結果、インダストリーから数百万豪ドルの支援を求める要求があった。その資金でインダストリーは、8 千万豪ドルの損害を埋め合わせようとしていた。そのことは、オーストラリア政府の対応に大きなプレッシャーを与えた。人々は、タスマニアからキャンベラまでトラクターを運転して抗議を行った。ここに集まったのは数百人規模で、メディアにもアピールした。政府は、インダストリーが要求するものを与えるよりも、問題が何かということの数値で表す（quantify）という方法を取った。我々は、弱い（poor）インダストリーと協力し、インダストリーが今後 15 年間の戦略的計画（strategic plan）を作成することを支援した。政府は、8 千万豪ドルではなく 3 千万豪ドルをインダストリーに提供した。今ではインダストリーはその政府の対応に満足している。なぜなら、政府のおかげでインダストリーは何が問題なのかを計る（quantify）ことができ、政府ではなくインダストリーの立場からそれらの問題に取り組む計画を立てられたからである。それに、それらを開始するために、政府は 3 千万豪ドルの小規模な支援を行った。つまり、これにより良いアウトカム、良い公的かつ民間の利益を示すことができた。

問 14 そういったインダストリーの失敗は、インダストリーの自己責任ではないのか。

答 我々は個人の農場経営者に助成金を与えることはしない。もちろん福祉を通して与えることはあるが、それはオーストラリア全国民に権利がある。しかし、支援を提供するという意味では、我々は、借金返済のために何千ドルを提供するということではなく、訓練などの形で支援している。いわば WTO のグリーンボックスのような支援の形である。我々は、個人に対して直接的に助成金を与えるのではなく、能力や技術を提供し、それによって、農場経営者自身の技術や能力を向上させたり、自分たちで資源を生み出す

(generate their own resources) ことができたりするようにする。つまり、助成金のような直接的なものではなく、農場経営者が自立する (assist themselves) のを援助するという間接的な方法を取っている。

問 15 IPP では、市町村や州政府はどんな役割を果たしているか。

答 現時点では、我々は国レベル対インダストリーという形で行っており、国家的に重要な問題に絞って取り組んでいる。パートナーシップそれ自体は、オーストラリア政府とインダストリー間のものである。政府とインダストリーが州政府にも役割を果たしてもらうと決定するならば、実際のパートナーシップ過程に州政府を参加させる。それが適切で、特に必要と判断された場合であるが、それはケースバイケースである。すなわち、インダストリーとパートナーシップ関係を組むのは連邦政府であり、市町村や州政府は直接は関与していない。

問 16 インダストリーで事故が起こった場合の責任分担はどうなっているか。

答 この問題はパートナーシップの過程の問題、連邦政府とインダストリーの関係の定義に関わってくると思う。インダストリーが個々の活動や行動を行うために、我々は正式にインダストリーと法的な協定を結ぶのではなく、過程やアプローチの点で協力するのがパートナーシップである。つまり、我々は法的な束縛関係にあるのではなく、より現実的に協力するための関係にある。

事故や事件についてだが、個々に起こった問題に取り組むということはあっても、そういうことはこのパートナーシップの関係内では実際に起こることではない。

問 17 事故が起こることは想定していない、ということか。

答 (1) 実際に助成金を与えている分野では、資金協定 (funding agreement) を結んでおり、そこではパートナー (=インダストリー) の役割と責任を明記している。インダストリーがある特定の行動を行うための資金提供であれば、それは適切な資金協定を通して正式なものにされる。つまり、そういった点では役割と責任を明確化している。しかし、最初に行う全般的なアプローチ (general approach) 段階では、正式な協定はない。

(2) 私が知る限り、このプログラム内で実際に事故が起こったことはない。政府が支援を行ったり、助成金を通して援助したり、資金の埋め合わせのための行動を行う措置を講じたり、といったことを企業または個人レベルでは行っているかもしれないが、我々は個人には対応していない。したがって、我々はまだそういった問題に直面していない。

問 18 日本では、過疎化、高齢化の影響で農村地域の維持や発展が難しくなっているが、オーストラリアではどうか。

答 我々もその問題に直面している。

若者が農村地域を去って都市部に出てしまっている事態は、深刻なものがある。IPPでは、農村地域で若者に残ってもらい、地方産業（**rural industries**）でより多くの役割を果たしてもらうことができる方法を研究している。この問題の一部として、農業がオーストラリアの若者にとって魅力的な将来やキャリアかどうかということがあるだろう。そこで、同時に今我々が取り組んでいることの一つは、学校や科学系の大学において、前向きで、将来的な、働くのに良い場所として農業を促進していることである。現時点では大変さから得られるものなどを若者が魅力的だと感じるとは限らない。つまり、日本での問題は我々にとっても同じである。

問 19 農村存続に関して、都市部の住民は理解しているか。

答 ここ 5 年間、オーストラリアの都市部の住民は、問題をより認識しだしている。旱魃や水不足がその要因かもしれない。都市部の住民が直面している苦難は、農村部の住民にも影響を与えている。そのことに対する、全面的とまではいかないが、感謝のようなものがあり、私たちがどんな問題に直面しているかというメッセージをメディアが我々のために国民に伝えてくれている。

伝統的にオーストラリア人は、環境に高い関心を持っている。資源を有効に活用しなければならぬという意見がより顕著になってきて、農村地域の住民が商売を行う方法に影響を与えている。つまり、都市部の住民は、農業に関して高い意識をもっていて、その傾向はより明らかになってきており、農業に関してより多くの意見を述べる全体的な役割があると考えている。

問 20 メディアは、自発的に理解促進に協力しているのか

答 政府、政府エージェンシー、省としては、もし要請を受ければ我々はある特定の問題に対する対応を提供するが、そうでなければメディアを通じてそれに対するメッセージを発するという事はない。それは政治的責任である。

また、旱魃のような特定の問題を考えると、ニュースなどで政府機関の関係者が解説するなど、さまざまな機会を作って話をしている。そこから都市部の人々にメッセージが伝わっているのではないだろうか。

(参考資料) インダストリー・パートナーシップ・プログラムについて

(出典；オーストラリア農漁林業省資料)

1 概要

「インダストリー・パートナーシップ・プログラム」(Industry Partnership Program ; IPP) は、農業、漁業、林業、食品加工業に従事する何千人もの人々がより高い競争力を身につけ、より持続可能になり、より高い利益をあげることができるように支援する「オーストラリア農業促進 (Agriculture Advancing Australia=AAA)」政策の一部で、2005 年の予算で、3 年間・1500 万ドルの予算措置が講じられている。

2 目的

IPP は、農業、漁業、林業に焦点を当てることで、他の AAA イニシアチブを補完しつつ、インダストリー (Industry ; 業界) の次のような能力の改善を目的としている。

- ・ 継続的にプラスの財政的利益を産出する能力
- ・ 将来の環境的・社会的設定で機能する能力
- ・ 世界市場で競争する能力
- ・ 変化に対応し、適応性を持つ能力
- ・ それらの業務を管理する能力

IPP は、インダストリーと連携することによって、以下の活動を行い、上記の目的を達成することを目指す。

- ・ インダストリーの成功を強調し、その強みに基づいて事を進める
- ・ インダストリーが脅威と危険を適切に識別して対処する能力を改善する
- ・ インダストリーの展望と方向性に寄与する供給プロセス全体と、支持サービスにおける主要関係者を危険から守る
- ・ インダストリーと組織能力を改善するための技能や構造を進展させる

3 手法

IPP は、以下の 3 つの要素から成り立っている (内容については、6 参照)。

- ・ 実績の評価と方向性の設定
- ・ アクション・パートナーシップ (Action Partnerships)
- ・ 能力開発

オーストラリアでの農業・漁業・林業の各部門には、それぞれ異なった目的と活動がある。IPP の手法は、特定の各業種と、各努力目標・機会に合わせて柔軟に形成される。

4 パートナースhipとは何か。

効果的なパートナーシップは、国家レベルで継続的自己評価・目標設定・戦略的活動の傾向を構築するのに役立つ。このパートナーシップは、結果または目標に重点を置いており、各インダストリーのニーズに合わせて作られる。

政府のパートナーシップへの貢献として含まれるものは、以下のとおり。

- ・ 財政的支援
- ・ 専門家への紹介
- ・ オーストラリア政府イニシアチブの利用を改善するための玄関口(gateway)や協力点(coordination point)の提供
- ・ 特定の課題に取り組んだり、好機を十分に生かしたりするために、インダストリーと機関が連携する機会の促進

また政府は、参加しているインダストリーが直面している課題と好機についての理解を深めることができる。政府は、その情報を後の意思決定やインダストリーとの連絡に役立てることができる。

パートナーシップにおけるインダストリーの役割とは、以下により、事業に対する責任、支持、当事者意識を示すことである。

- ・ 財源、現物資源の提供
- ・ 事業への参加を促進している基幹インダストリー代表者への支持
- ・ インダストリーがどのようにして事業の結果を生かし、投資するかの概要の作成

5 「インダストリー」とは何か。

農業、漁業、林業、食品加工業の各々の構造と機構は、大幅に異なる。同様に、各インダストリーの今後の成功への貢献能力もさまざまである。

I P Pで想定しているインダストリーの構造と機構は、以下のとおり。

- ・ 生産を中心とした、全国規模のインダストリー機関、組合、団体
- ・ 灌漑、肥料、有機物などの主要テーマを扱うために作られた団体
- ・ チェーン産業から小売業までの食品加工業
- ・ 農業経営、金融などのサービスインダストリー
- ・ 研究開発公社などの科学技術・情報機関

I P P は、全国規模の農業、漁業、林業、食品加工業を対象としている。このプログラムは、これらのインダストリーが連鎖の枠組みを越えた手法を使ったり、さまざまな分野の組織や団体の人々からのアドバイスを活用したりするよう促している。

6 IPP の 3 つの要素について

(1) 実績の評価と方向性の設定 (Taking Stock and Setting Directions)

「実績の評価と方向性の設定」は、これまでインダストリーが直面してきた強み・弱み进行评估し、今後 5～10 年間に直面するであろう好機と脅威を明確にする機会をインダストリーに与える。この自己評価によってインダストリーは、自らの目標や戦略を改善するのに必要な能力を得ることができる。この自己評価は、収益性が高く、持続可能な将来像を形成するためのインダストリー部門主導の行動(sector-owned actions)を促進している。これに参加しているインダストリーは、「実績の評価と方向性の設定」の過程の中で、独自の専門家のアドバイスを入手できる。

すべての国内インダストリーは、これらの事業に応募する資格がある。インダストリーは、「収益性、市場、天然資源、環境などの分野での自らの状況を検討するため、そして、方向性を設定して将来設計活動を推進するために事業を利用する」という純粋な要望を明示しなければならない。

(2) アクション・パートナーシップ (Action Partnerships to Advance Success)

「アクション・パートナーシップ」は、実際の事業が成功に大きく貢献するようインダストリー部門を支援する。これらの事業では、インダストリーと政府が連携して取り組むことができる大きな課題や機会に重点が置かれる。したがって、事業の完了は、大きな問題を解決することや大きな好機を十分に生かすことを目標としている。

アクション・パートナーシップの事業への参加資格として、インダストリーは以下の条件を満たさなければならない。

- ・ 強みと弱み、好機と脅威の把握を含む、現状についての綿密な自己評価を行っていること。また、この情報を大いに活用し、この情報に対処するための対策を構築していること
- ・ 提案された事業がインダストリーにとって優先事項だと明示できること

(3) 能力開発 (Industry Capacity Building Initiatives)

— 若者、女性、オーストラリア先住民族 —

「能力開発」は、農業経営者と非政府地方組織が地方インダストリーに参加・貢献するための能力を改善することを目的としたイニシアチブの分野に関連している。このイニシアチブは、農業、漁業、林業に携わる女性、若者、先住民族の人々を対象とする。

「能力開発」イニシアチブは、以下を含む。

- ・ 若者のための地方指導者育成コース

- ・ 若者のための農村開発賞（研究賞と国際監視団の両方を含む）
- ・ 若者のためのコーポレート・ガバナンス奨学金
- ・ 若者のための輸出市場開発訓練コース
- ・ 若者のためのオーストラリア地方ネットワーク（YARN）
- ・ 地方の女性のためのコーポレート・ガバナンス
- ・ “未来構築・ワークシェアリング”

インダストリーと政府が、能力開発事業を特別に作成するのに連携する機会もある。

第5節 ビクトリア州の条件不利地域への政策

インタビュー日時 2006 年 10 月 27 日午後 1 時～

相手 Ross Clarke 氏

Manager－North Asia Market Development

Agribusiness-Agriculture Division

Department of Primary Industries, Victoria

Rod Williams 氏

Principal Policy Analyst

Regional Services & Agriculture Division

Department of Primary Industries, Victoria

Jessica Connor 氏

Education Officer ; Land Learn

Department of Primary Industries, Victoria (DPI)

＊ このインタビューには、メルボルン総領事館・長谷川雅恵氏にも立ち会っていただいた。

I ビクトリア州の条件的に不利な地域に対する農業政策について

問1 ビクトリア州の農業政策の中で、農業生産の向上や、農家収入の増加、農業産業の発展に貢献しているものを教えていただきたい。

答（1）DPI は経済開発機構であり、ビクトリア州全体の利益のために、第一次産業の持続可能な発展を促進しようと努めている。

持続可能な農業ないし第一次産業のための開発、そして将来性のあるそういった部門を作り上げて行くために、我々は、次のようなことを行っている。

- ・ 公共の利益のために自然資源の使用を管理・規制する。
- ・ 自然資源の持続可能な使用に対する投資を円滑化する。
- ・ 第一次産業の生産性と持続可能性の改善を促進する。
- ・ 市場アクセスを守り増進することにより、貿易を促進する。
- ・ 変化を予測し対応するために、地方産業と地域社会の能力を強化する。

（2）DPI は、農業従事者が生産性、国際競争力、長期的継続性を高められるよう、直接的・間接的に支援するための一連のサービスを提供している。

(ア) 研究開発 (R&D)

主要な研究プロジェクトは、ビクトリア州政府、オーストラリア連邦政府、インダストリーが共同で資金を供給することが多い。これらのプロジェクトは、オーストラリア連邦政府の研究組織（例えば、デイリー・オーストラリア (Dairy Australia)、穀類研究所 (Grains Research & Development Corporation)、豪州科学・工業研究機構 [Commonwealth Scientific and Industrial Research Organisation ; CSIRO、等]と合弁事業（食品科学・オーストラリア (Food Science Australia) 等）によって、しばしば共同で管理されている。

その例として含まれるのは、疫病や病害虫により強く、旱魃により耐えうる穀類品種や鶏舎臭気のより効果的なモデルの開発である。

(イ) 外部と助言 (Extension and Advice)

DPI には地域職員の外部組織 (extensive team) があり、彼らは農業従事者のための相談事業や助言の提供に関わっている。また、助言は農業従事者と連携している商業サービス提供者に対しても与えられる（例：会計士、銀行員、農場へのインプット供給者、地方財務顧問等）。

DPI が利用する外部組織は、Top Crop、Best Wool/ Best Lamb、Target 10 (Dairy)、Beef Cheque、Grape Cheque 等である。

(3) ビクトリア州だけでなくオーストラリアの農業は、輸出を目指している。このため国際市場の開発が非常に重要になってくる。農村地域または農業従事者が世界の市場の変化にどんどん即していける能力を開発する必要がある。

問2 DPI(第一次産業省)と言う場合の「第一次産業」の定義を教えてください。

答 (1) 穀物、畜産、野菜、果物、園芸といった伝統的な農業が入り、同時に林業、水産業が入り、鉱業が入る。水資源や環境は入っていない。しかし、水の規制等の規制に関しては、全国的な農業団体や第一次産業団体とともに、関係はしている。

(2) DPI の任務は、農業者、第一次産業の生産者に支援を行うことである。彼らの生産性を上げて、国際市場での競争性を高めることであるが、環境的な側面についても支援を行う。

科学的支援も行う。これは、連邦政府や全国団体と共同で行うこともある。ビクトリア州には、数多くの研究機関があり、その研究成果を農家に普及する係もいる。研究成果には、生産性向上、システムの改善といった分野もあれば、旱魃や害虫に強い品種の開発を行う分野もあり、それを普及する普及員もいる。

問3 輸出を支援することが省の目的である、と理解するがそれでいいか。

答 それが最終目的だが、それだけではなく、

- ① 生産性の向上、
- ② ルーラル（Rural）・地域社会の維持、向上、
- ③ 産業界の維持、向上、の3つがまずある。

環境関係の政策は、それを所管する省があるが、資金援助などの面では DPI の行っているものもある。DPI は、研究開発ネットワークや人材トレーニングのネットワークを州全体に持っているので、彼等はそれを活用している。

問4 現場では、農家や農場に対し、誰が、どのように指導ないし支援しているのか。

答（1）オーストラリアは、全体に非常に乾燥した大地であり、ここ数年は旱魃が続いている。だから、社会的に、経済的に、環境的に被害を受けている。連邦政府、およびビクトリア州政府は、ルーラル地域のコミュニティ向けに多額の支援をしようとしている。

コミュニティとは、農場従事者（**farmer**）が旱魃で苦しむと、近くにある小さな田舎町も影響が出てくる、そういった影響の及ぶ範囲である。農場渡しの出荷額は、オーストラリア全体の GDP の約 3% であるが、農業製品に依存している業界は約 12.5% になる。したがって、農場従事者（**farmer**）が苦勞しているということは、その周囲にいる業界の人達もまた苦勞しているということになる。それが、コミュニティである。

（2）例えば、旱魃の影響により、例年のオーストラリアの小麦の生産量は約 2400 万トンであるのに、今年は 900 万トン～1000 万トンしか生産できていない。したがって、その農場従事者（**farmer**）や関連業界、すなわち、そのコミュニティは、非常に苦勞することになる。

問5 多額の資金による支援の内容は、どのようなものか。

答 いろいろな方法があるが、直接農場従事者（**farmer**）に水に係るコストを支援する、労務に対する低利支援を行う、農場従事者の家族に福祉手当を支給する等である。

問6 自然的、経済的、社会的条件不利地域に対する政策では、どのようなものが効果的であったか。

答（1）DPI は、現在、農業従事者と地域社会が長期的かつ悪化する旱魃に対処する支援に重点的に取り組んでいる。これらの影響は経済的、社会的、環境的な要素を含む。

(2) また、オーストラリア連邦政府とビクトリア州政府の両政府も、旱魃に関し、相当規模の経済的援助を行っている。2006年9月初旬、ビクトリア州政府は、旱魃対策委員会(Premier's Drought Taskforce)を設立した。それ以降、州政府イニシアチブとして、総額1億4,600万豪ドルが発表されている。

問7 通常時期に効果がある支援には、どういうものがあるか。

答 (1) 通常時期に行っているものに農業開発プログラムというのがあり、これでは、穀物、羊毛、ぶどうといった各業界に目標をしばって、技術に関するアドバイス、研究開発結果の普及、革新的な農業手法の普及支援、といったものを行っている。

(2) もうひとつ、ルーラル経済アドバイスがある。連邦政府、およびビクトリア州政府が共同で行っているもので、農業者が、経済的に非常に問題を抱えているものの、財政的に財政マネージャー等に相談するお金がないときに、政府の方で雇っている専門の財政マネージャーに相談できるようにするもので、農業者は無料である。

例えば、ワイン製造用のぶどうの過剰生産という問題が起こっているとき、現段階では農場を閉め、3年後状況がよくなったら再開すればよい、というようなアドバイス、旱魃に関し水を少なくするリンゴの栽培方法の指導等といったことを行っている。

要は、特別なことではなく、基本的な支援方法をとっているだけである。

問8 研究開発、普及に当たっている職員は、DPIの職員か市町村の職員か。

答 主に州政府の職員であるが、実際に農業者と接触するときは、関連業界、農業者、ときには市町村職員と組んで共同で行っている。言い換えれば、この人達がコミュニティを形成している人達で、コミュニティぐるみで行っているとも言えよう。

同時に、Catchment Management Authority という部署があり、一定の地域という区分をし、その土地管理をまかされているものであるが、その人達も入ってくることがある。

問9 州政府の持っている「農業ビジョン」を農家に伝えるのは誰の役割か。もしコミュニティや関連業界だとしたら、その人達とはどのようなコミュニケーションを計っているのか・

答 そういったビジョンは、年次報告書や事業プランに謳われている。そういうもののコミュニケーションを常に計っているが、十分ではないと言われている。大きなビジョンは、「生産性を上げる」とか「持続可能な農業」といったものであるが、現実の問題が起

すると、その問題についつい焦点を合わせすぎて、ビジョンのことは忘れがちになる、ということが現実には起こっている。

問 10 消費者や外国のニーズをこうした地域の農家に伝える役割は、誰が担っているのか。

答 我々の州の第一次産業は輸出型で、国内消費よりも輸出の方が多い。特に畜産関係がそうであるが、外国のニーズについてはよく研究していて、各産業界で人を送り、それぞれの市場の政策もキャッチしている。その情報が各業界の研究開発の方へ直接反映し、DPI もそういう情報をもって、研究開発の方へ反映している。DPI では、地域ないし地方別に農家や農業コミュニティの人達と集会を持ち、直接、世界の動き、市場の動きや変化を伝えている。

集会は、定期的に行うものではない。また、こうした情報を伝える手段はいろいろあり、集会はそのひとつである。マスコミ、業界のオンライン等のツールを使って、農業者には、常に最新の情報が行くようになっている。

畜産、ワイン、穀物といった輸出品については、市場や規制の変化に常に目を光らせている。例えば、生産者の組合が作っている典型的な酪農の会社は、連邦政府、州政府だけでなく、EU、アメリカ、日本その他の国々でも事務所をおいているので、常に世界で起こっている規制の変化には注意している。

DPI がルーラル地域に持っているネットワークは非常に優れたものであり、得た情報は、中央政府にもどんどん提供して行くべき、と考えられている。

問 11 将来的に政策は、どのように発展していくか。

答 (1) 連邦政府と州政府は、農業全分野において政策の審査を継続していく。プログラムの効率と効果を高めるために変更が加えられると予想している。

(2) 連邦政府と州政府が提供する主要プログラムは、以下のとおりである。

(ア) 研究開発 (R&D) からの情報

研究開発は、連邦政府の研究機関からの資金援助を受けて成り立っている。これらの研究機関の資金は、農業従事者と連邦政府から提供されている。

DPI もまた、研究開発サービスを組織し、資金提供している。

(イ) 助言業務

DPI が提供する。

DPI が提供するサービスについては、DPI の年次報告書に詳細が記されている。

問 12 オーストラリアでは、都市住民が農村地域や農業を大事なものと認識していると考えてよいか。

答 非常に重要だ、という考えだと思う。例えば、現在の旱魃のような時期によく表れるのであるが、都会の人達が政府の方に、こんなにひどい旱魃なのでもっと農業支援をするべきだ、といった意見を述べている。

II 農業教育プログラム、特に「Land Learn」について

- 1 地域住民、特に、次の世代に対する農業教育は、非常に大事である。このために DPI が持っているビジョンは、「地域社会（コミュニティ）に第一次産業がいかに重要であるか、を理解してもらうことを促進する」ことである。

ここでのコミュニティはビクトリア州全体のことで、ビクトリア州の消費者が実際に「証拠に基づいた農業政策の決定ができる」ようなことを行う。これによってスーパーマーケットで買い物をする際の食品等に関する理解もできるようになるし、農業に対する賛成、反対の意見も出せるようになる。

「証拠に基づいた決定ができる」とは、情報をきちんと把握して、そういう決定ができるかどうか、という意味である。例えば、大都市に住んでいて農業を全く知らない人達も、DPI が提供する啓蒙活動や教育を通して、農業を理解し、その上で、農業ないし食品に対して決定することができるようになる。

農業に関しては、よく、偏見をもった情報とか、メディアが一部分だけ注目、強調して信ずるというようなことがあるので、公正な立場で教えることとしている。

- 2 我々は「Land Learn」と名前をつけているが、次の世代に、食品はどういうところから作られてくるのかを教え、環境を非常に効果的に合法的に使う農業を理解し評価することを教えるためのプログラムを持っている。もう 10 年以上前に作られ、対象は、学校の先生である。先生達に教えることによって、先生達が子供に教える。学校で使う教材も、我々が作って提供する。

DPI の Land Learn 担当職員は、6.2 人である。他の業務と兼ねている人がいて、こういう数字になる。2004 年は 2.8 人であった。

- 3 先生達を相手にこういう作業をするが、いろいろな方法を使う。そのひとつずつについて評価も行う。こういうプログラムの評価を行うことは難しいが、2005 年に大きな評価を行った。物語風という形で評価を行い、結局、我々がこういうことを行っているから、理解が高まっている、という結果になった。

4 先生の教える技術を「Professional Development」というが、農業経験のない都会の先生達は農業のことを教えるのに自信がないので、先生達に十分な知識を提供し、醸成することが必要である。

我々が先生に教え、先生が子供を実際に農場に連れて行って、現場を見せるとか、環境が農業にどのように使われているかを現場で見せる、といったことを行ってもらい、それを「フィールドワーク」と言っている。

5 「Land Learn」は、州教育省と一緒にやっている。意見を一致させないと、農業教育をカリキュラムの中に入れて行くのが難しくなるのと、先生達への教育が入っているからである。教育省は、子供達が学ばなくてはいけない事項をひとつのフレームワークとして持っているが、先生達は、教える内容を選ぶことができる柔軟性を持っている。したがって、規則や規制によって、農業を教えるのに不自由をきたすことはない。学校によっては、学年必修科目にもなっている。

業界から資金が出て、業界関連の場所でキャンプ、ということもある。

6 将来の方向として、人口が今後増えてくることが予想されるので、食べ物はどこから来るのかを教えることは、今後とも大事なことでありと考えている。

水資源は大事なもので、水資源を守ることによって、いかに食料が生産できるのか、ということも教える。

7 「Land Learn」は、DPI の科学者や研究者と連携をとりながら、若い人に教える際、科学も適用して教えている。

8 こうしたプログラムは、各州が持っており、全国的なプログラムである。ビクトリア州のプログラムは充実している、という定評があり、他の州で取り入れているケースもある。農業教育の調査では、オーストラリア全土でいかに多くの農業教育がなされているか、が明らかになった。

もともと「持続可能な農業」を教えるプログラムが起こったのは、学校の先生が考えている農業と、我々が教えようとしていた農業には、非常に大きな差があった、というケースが見られたからである。例えば、DPI としては「農業は持続可能である」ということを教えたかったのだが、先生の組合は「持続可能ではない」という頭だった。

参考資料1 『ランドラーン』について

「ランドラーン」(Land Learn)は、第一次産業省(Department of Primary Industries, Victoria ; DPI)による、次世代の子供達への農業教育を担当する教師の啓蒙を目的とする全州教育プログラムで、持続可能な農業や自然資源管理、さらには環境についての学習を小中高等学校が履修過程に組み込むための支援を行っている。

* ランドラーンの目的

- ・ 学校の履修過程に、持続可能な農業と自然資源管理についての学習を組み込むことを奨励・支援する
- ・ 学習が楽しいものとなるよう、専門能力の開発、最新の学習指導用資料、生徒活動などを通じて、教師と学校関係者を支援する
- ・ コミュニティの環境管理事業などへの継続的な参加を含む、能動的かつ経験に基づく学習に生徒を参加させる
- ・ 学校とコミュニティグループ間や、都市部と農村部の学校間のパートナーシップを促進する

* ランドラーンで伝えたいこと

私たちの土地や資源を守ることは、私たち全部の共同責任である。現在の学習と行動は、以下に掲げるような未来への投資である。

- ・ 持続可能な環境
- ・ 責任ある方法で農業従事者が生産した良質の食品および天然の繊維だけを利用
- ・ 発展的な農村・地方(rural and regional)コミュニティ
- ・ 農業を基盤とした産業での、やりがいのある、高く評価される、目的のある仕事と雇用

* ランドラーンの活動

① 学習指導用資料の作成

ランドラーンは、次のような、学校でのプログラム実施を支援するさまざまな学習指導用資料を製作している。

- ・ 食べ物資源に関するパンフレットの作成
 - 例 「栽培と食事 (Grow and Gobble)」
 - 「生物多様性と農業 (Biodiversity & Agriculture)」
 - 「持続可能な土地利用の計画 (Planning for Sustainable Land Use)」 等
- ・ 穀草類、豆類、油料種子(スーパー・シーズ (Super Seeds))に関する学習活動
- ・ 農業生産と野生動物保護のバランスについて教室、校庭、コミュニティで調査

これらの資料は、

- ・ 持続可能性に関する教育への統合的アプローチを普及させる
- ・ 現地や教室での能動的学習に生徒を参加させる
- ・ 全学年、特に4～6年生を対象として、『ビクトリア州主要科目基準』に取り組む
- ・ 教師による注記、背景資料、生徒学習活動、派生アイディア、参考文献一覧表とのリンクを、関連するプログラムや資料に盛り込む
- ・ ビクトリア州教育修了資格に必要な特定単位（農業・園芸研究、地理学、環境科学、生物化学など）のための資料を含む

② 専門能力の開発

ランドラーンは、以下のイベントを通じて教師を支援する。

- ・ 専門学習プログラム
半日～1日のプログラムで、全学校職員、「専門学習（Learning Domains）」や「学習レベル」に基づいたグループ、クラスターやネットワーク、教育実習生に向けて作られている。
- ・ ランドラーンの支援と資源について教師に紹介したり、特定のテーマを扱ったりするために作られた入門・短時間ワークショップ
- ・ 放課後の専門能力学習時間や、一連の教師の会議／フォーラムで行うための短時間ワークショップ
- ・ さまざまなテーマに取り組むための実地調査（fieldtrips）

現在の専門能力開発プログラムで取り組まれているテーマの事例

- ・ 学校コミュニティ内の「学校菜園（edible garden）」を、私たちの食料源としての農業につなげること
- ・ さまざまな農業関連（農業、畜産、園芸など）の企業についての学習活動
- ・ 土地保全管理と持続可能な農業経営
- ・ 『ビクトリア州主要科目基準』を越えて持続可能性に関する学習をまとめた革新的新プログラムを通しての持続可能性

③ 雇用促進

ランドラーンでは、他の組織や教育関連機関とのパートナーシップの下に、以下のような方法を通して、農業、自然資源管理、食物生産などの産業への就職について、意識を高め、促進する役割を果たす。

- ・ 就職フェアでのワークショップや展示
- ・ 学習活動やウェブサイトに含まれている仕事・雇用情報

④ パートナーシップとインダストリー支援

- ・ さまざまなインダストリー組織の代表、第三機関、教育訓練関連機関、コミュニティ組織、個人は、プログラム関係者とともに、雇用情報、特別事業、他の分野横断的活動などの活動を計画・実施する
- ・ 農業従事者とランドケアのグループは、現地調査の場や地域に関する幅広い知識を提供する
- ・ 教育を中心としたパートナーシップは、知識、技術、資源の共有を促進する

問い合わせ先

URL: <http://www.landlearn.net.au>

E-mail: landlearn.program@dpi.vic.gov.au

（参考資料 2）『Teaching Farms Program』について

- 「Teaching Farms Program」は、都会の学校と農村の学校の間のパートナーシップにより、都会の学校の生徒が **Country Area** の農家等に泊り込み、そこで生活したり、地域の学校にも出席したりすることによって、都会の学校と農村の学校、そして各々のコミュニティの間の理解が深まることを支援する、ビクトリア州第一次産業省（Department of Primary Industries, Victoria ; DPI）のプログラムである。

* 参加者は？

主として、小学校中高学年の生徒である。

* 宿泊

都会の学校の生徒は、各グループごとに、**Country Area** で 7 日以内を過ごし、地域の学校に出席したり、農場や地域のコミュニティで生活する。生徒ごとに、招待側の学校長により注意深く選ばれた地域の家庭との絆を持つ。

* 生徒は何をするのか。

生徒は、各自の **Host Family** や地域の学校の日常ベースの活動に参加し、予定した授業に出席する。地域の農場への課外授業を追加して行うこともある。

Teaching Farms は、決して「スクール・キャンプ・その 2」ではない。

生徒は、次のことの大事さを知るようになる。

- ・ 小さな地域コミュニティでの生活
- ・ 環境問題
- ・ 農業技術
- ・ 家族農場やコミュニティにおける子供の役割

農村生活を観察し、楽しむだけでなく、次の点で成長する。

- ・ 自己形成
- ・ 自信
- ・ 社交術
- ・ 他人のライフスタイルの理解

* 学校への出席

滞在中、各生徒は、農村の学校に登校し、通常の学校活動に参加し、追加して行われ

る課外授業や活動にも参加する。

可能な場合には、生徒達は、訪問中の出来事について日記を書くことが推奨される。このことは、自分達の経験を記録しておくことに役立つし、帰ってきた後の引き続く活動への基礎を提供する。

* 費用は？

このプログラムは、大部分、農村地域の父兄と学校コミュニティの好意によって支えられている。しかしながら、参加費用を補正するため、参加校は、コーディネーターとの予算交渉によって、1000 豪ドル以内の補助金を利用できる。

* いつ行うのか

Teaching Farms Program は、年内のいつでも、参加校が決めた時期に始めることができる。年 2 回参加する学校もある。